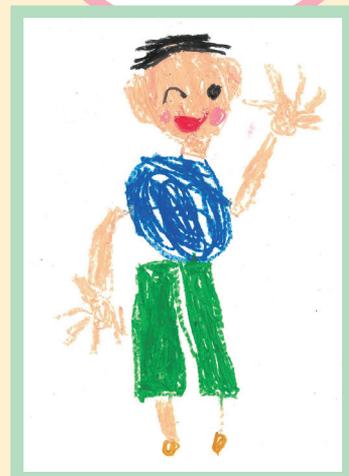
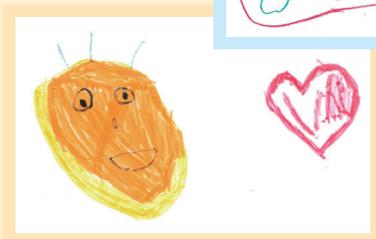
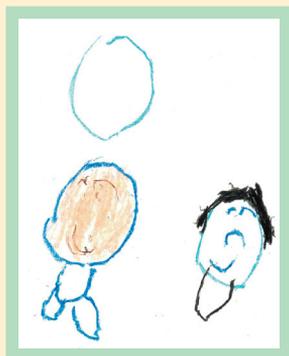


# 昭和町こども計画

～すべてのこどもが自分らしく輝けるまち～



令和8年3月  
昭和町

表紙の絵は、ファミリーサポートを利用している依頼会員の2歳から6歳のこどもたちに描いていただきました。

ファミリーサポート事業は、子育てを援助してほしい人（依頼会員・生後1か月～小学生）と、援助できる人（援助会員）が会員となり、子育てを助け合う有償ボランティア活動です。ファミリーサポートしょうわでは、依頼会員と援助会員とをつないで相互援助活動に関する連絡調整を行っております。

～こんな時にサポートします～

- ・美容院や買い物などちょっとした自分の用事を済ませる間預かってほしい。
- ・自分が通院する間預かってほしい。
- ・上の子の参観日に参加したいので下の子を預かってほしい。
- ・朝早くからの仕事や、残業があるのでこどもの送迎をお願いしたい。
- ・冠婚葬祭があるので子どもを預かってほしい。
- ・子どもの習い事の送迎を手助けしてほしい。

何か困ったことがあった時にはご相談ください。  
ファミリーサポートしょうわ TEL: 275-8115（やっぱりいいこ）

## 町長あいさつ

昭和町では、土地区画整理事業などによる快適な住環境の整備を進め、教育・子育て・福祉施策などのソフト事業の充実に努めてきました。また、子育て支援施策の充実や教育環境の整備、地域ぐるみで子どもたちを見守る取組みを進めてきました。その結果、我が国において少子高齢化の進展や人口減少が深刻な問題となる中、今も人口が増え続ける活気ある町となっています。



私は、町長就任以来、「社会福祉の充実」を重点的に取り組む政策の一つとして掲げ、中でも「子育て支援」においては、子育て中の皆様が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりに取り組んでまいりました。令和6年4月には、「こども家庭センター」を開設し、すべての妊産婦や子育て世帯を対象に、妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口として、「母子保健」と「児童福祉」に関する相談を一体的に対応し、各家庭に応じた支援を切れ目なく行うことができる体制を整備してきました。

国では、令和5年4月にこども基本法が施行、同年12月にはこども大綱が閣議決定され、すべてのこどもが一人の人として尊重され、その権利が保障される「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組みが進められています。しかし、少子化の進行、共働き世帯の増加、地域コミュニティの変化など、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変わってきています。また、こどもたちひとりひとりの状況や価値観も多様化し、行政としてよりきめ細かな対応と、切れ目のない支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、この度、関係各位のご尽力により、すべてのこども・若者の権利が守られ、健やかに成長・自立できる社会の実現に向けて「昭和町こども計画」を策定しました。「すべてのこどもが自分らしく輝けるまち」を基本理念に掲げ、こども・若者の意見を大切にしながら、家庭、学校、地域、企業、関係団体など町全体が連携し、それぞれの立場からこどもや子育て家庭を支えていく仕組みづくりに取り組んでいきます。そして、地域の宝であるこどもたちの未来をより良いもの出来るよう、こどもたちを孤立させない、こどもたちが将来に希望を持てるまちづくりに向けて、引き続き、各種施策を進めていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、「子ども・子育て会議」の委員をはじめ、アンケート調査や意見交換会、多くの貴重なご意見やご協力をいただきました町民の皆様から感謝と御礼を申し上げます。

令和8年3月

昭和町長 塩澤 浩

# 目 次

## 第1章 計画策定の概要 . . . . . 2

- 1 計画策定の背景 .....2
- 2 計画の対象 .....3
- 3 計画の位置づけ・他計画との整合 .....3
- 4 計画の期間 .....4

## 第2章 町の現状について . . . . . 6

- 1 昭和町の人口 .....6
- 2 世帯数・世帯人員 .....6
- 3 就業率 .....7
- 4 0～14歳人口（年少人口） .....7
- 5 出生数 .....8
- 6 合計特殊出生率 .....8
- 7 就業前児童数（0歳～6歳） .....9
- 8 小学校児童数 .....9
- 9 乳児健診受診率 .....10
- 10 核家族世帯・母子世帯・父子世帯 .....10
- 11 ファミリー・サポート・センター .....11
- 12 婚姻数・婚姻率 .....11
- 13 未婚率 .....12
- 14 離婚件数・離婚率 .....12

## 第3章 アンケート調査結果について . . . . . 14

- 1 こどもまんなか社会アンケート調査結果 .....14

第4章 昭和町子育て施策の課題 . . . . . 26

- 1 人口動態・子育て環境の変化に関する課題 .....26
- 2 こどもの健康・成育状況に関する課題 .....26
- 3 こどもの社会環境・居場所 .....27
- 4 若者の将来展望・結婚・子育て意識に関する課題 .....27

第5章 計画の基本的な方針 . . . . . 28

- 1 昭和町がめざす子どもまんなか社会の姿 .....28
- 2 基本方針 .....29
  - 施策体系 .....32
- 3 基本施策と取組み .....34

第6章 計画の評価と見直し . . . . . 64

- 1 計画の評価 .....64
- 2 計画の見直し .....65

資料編 . . . . . 66

- 1 昭和町子ども子育て会議条例 .....66
- 2 昭和町子ども計画策定経過 .....67
- 3 子ども・子育て会議委員名簿 .....68

## 1 計画策定の背景

令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月にはこども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では、目指す社会のあり方として、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」が掲げられています。

一方で、近年では児童虐待の相談対応件数やいじめ認知件数、小中学校での不登校児童生徒数、こどもの自殺者数などが増加傾向にある他、こどもの権利が十分に保障されていない現状もあります。そのような状況に加えて、こどもの貧困やヤングケアラー、ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題は複雑化してきています。本町においても、課題を抱えるこどもが年々増加傾向にあることに加え、全国と同様に出生数は年々減少傾向にあり、「こどもまんなか社会」の考えのもと、これから生まれてくるこどもとともに、今を生きる若い世代の最善の利益を考えることが求められています。「昭和町こども計画」（以下、「本計画」）は、これらの社会の潮流や課題を踏まえ、すべてのこども・若者の権利が守られ、健やかに成長・自立できるよう、社会全体で総合的にこども・若者を支援する環境を整備することを目的に策定しています。

なお、本計画の策定にあたっては、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等に関する具体的な施策や量の見込み・提供体制等を定める「子ども・子育て支援事業計画」の内容を踏まえ、相互の整合性を図りながら進めました。

子ども・子育て支援事業計画が、主として乳幼児期の子どもとその家庭への支援を中心に、サービス提供の確保を目的とする実施計画であるのに対し、本計画は、こども・若者の権利保障を基盤として、成長段階全体を見据えた包括的な視点から施策を体系化するものです。両計画を一体的に捉え、連携を図ることで、切れ目のない支援の充実を目指します。

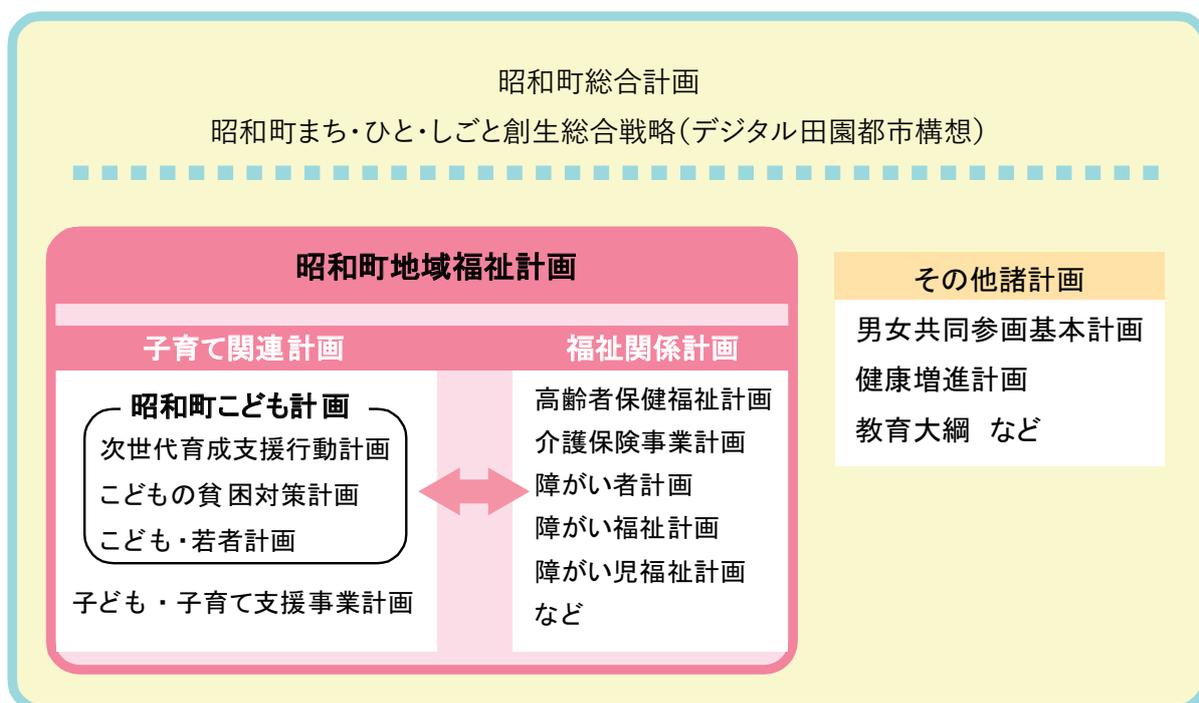
## 2 計画の対象

本計画はこども・若者・子育て当事者を対象とした施策について策定しています。本計画でいう「こども」とは、「こども基本法第2条」に基づき「心身の発達の過程にある者」とします（「子どもの権利条約（国連）」の定義とは異なります）。必要な支援が、支援を必要とするこどもに、特定の年齢で途切れることなく提供されることを目的とします。「若者」については、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳まで）の者としてします。

## 3 計画の位置づけ・他計画との整合

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱及び山梨県こども計画を勘案して本町でのこども施策について定めるものです。また、同条第5項の規定に基づき、「次世代育成支援行動計画」、「こどもの貧困対策計画」、「こども・若者計画」を包含した一体的な計画です。

本計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「昭和町総合計画」や「昭和町まち・ひと・しごと創生総合戦略（デジタル田園都市構想）」「昭和町地域福祉計画」などの関連計画と整合性を図り策定しています。



## 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。ただし、国の方針の改定等により計画に変更の必要性が生じたときには随時見直すこととします。

なお、令和11年には、ともに最終年度となる「こども計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体として策定することとしています。

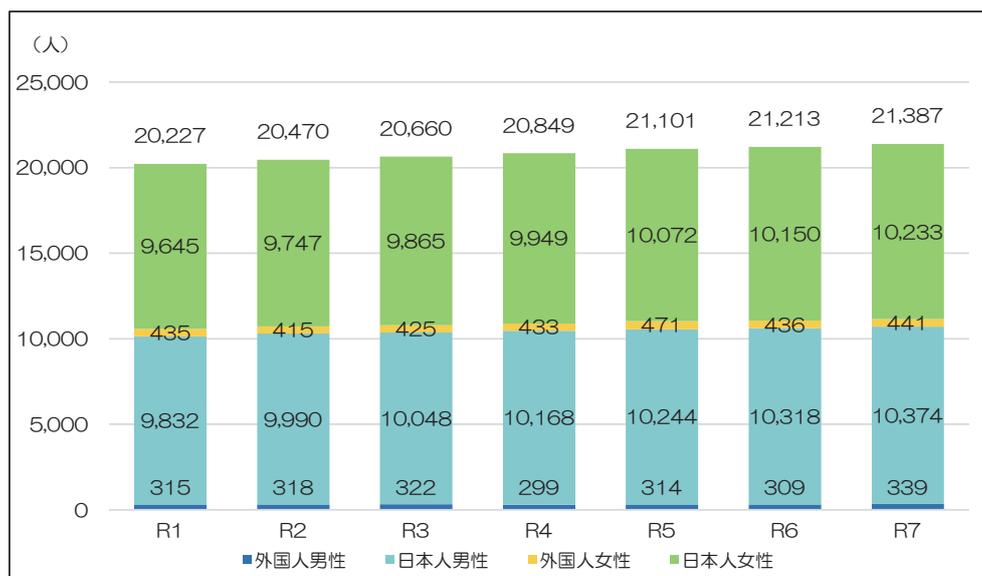
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
こども計画			←————→					
子ども・子育て支援事業計画		←————→						
第7次総合計画	←————→							



## 第2章 町の現状について

### 1 昭和町の人口

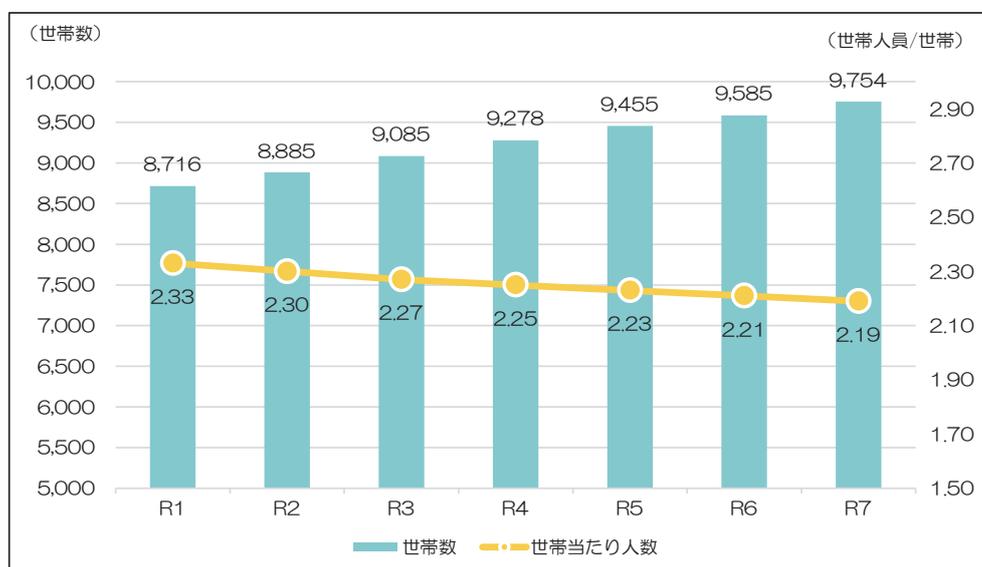
本町の人口は、男性・女性ともに増加傾向が継続しています。令和7年には、男性 10,713 人、女性 10,674 人、総人口 21,387 人となり、引き続き緩やかな増加基調にあります。外国人人口は男女とも大きな変化はありません。



住民基本台帳（各年3月31日現在）

### 2 世帯数・世帯人員

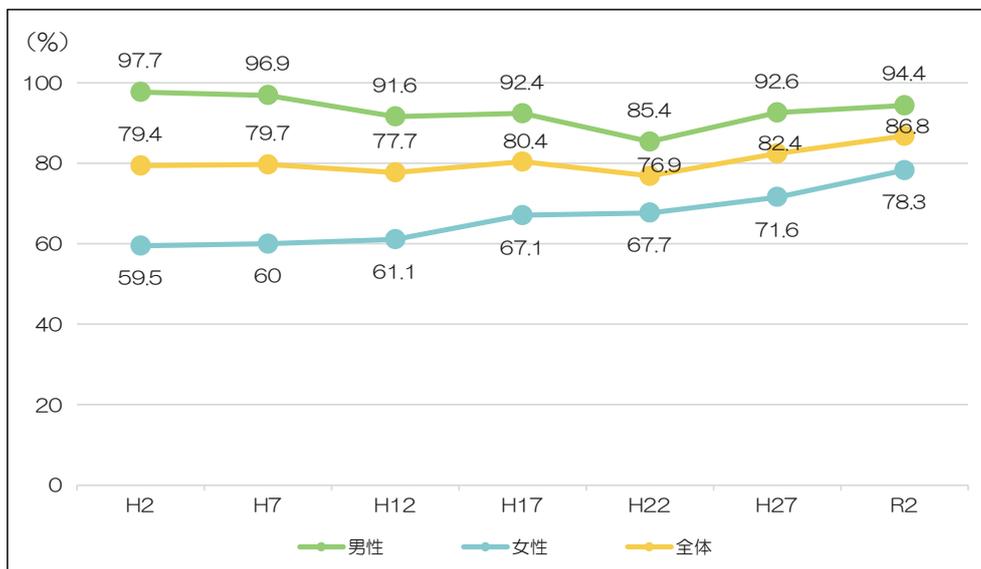
本町の世帯数は増加傾向が続いていますが、世帯当たりの人員は年々減少しています。核家族化や単身世帯の増加が進み、多様な家族形態への移行がうかがえます。



住民基本台帳（各年3月31日現在）

### 3 就業率

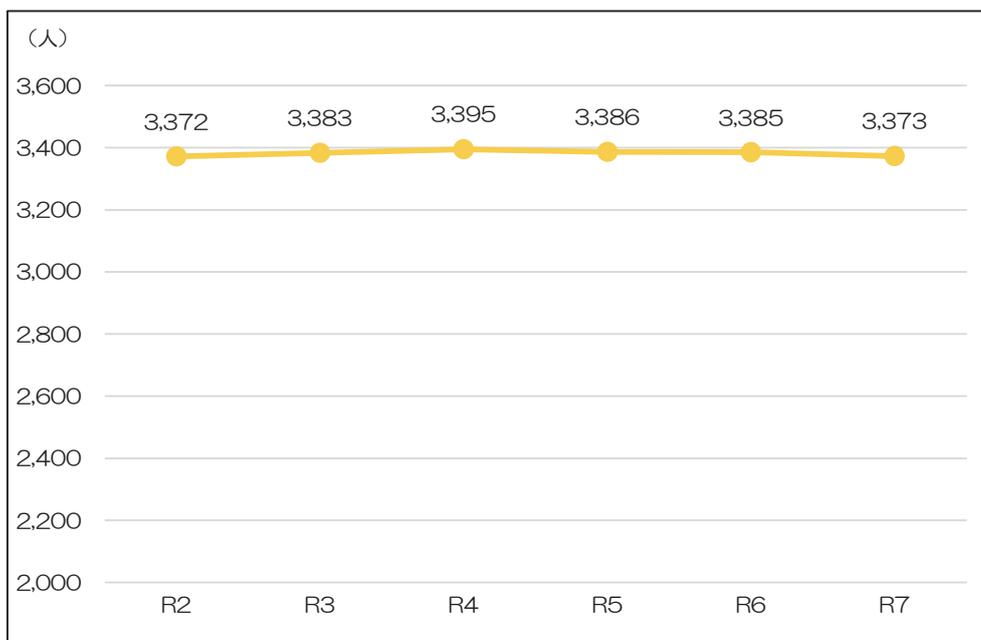
女性の就業率は長期的に増加傾向にあり、令和2年は平成2年と比べて18.8ポイント上昇しました。全体の就業率も前回調査から4.4ポイント増加しており、地域における労働参加の拡大がみられます。



国勢調査

### 4 0歳～14歳人口（年少人口）

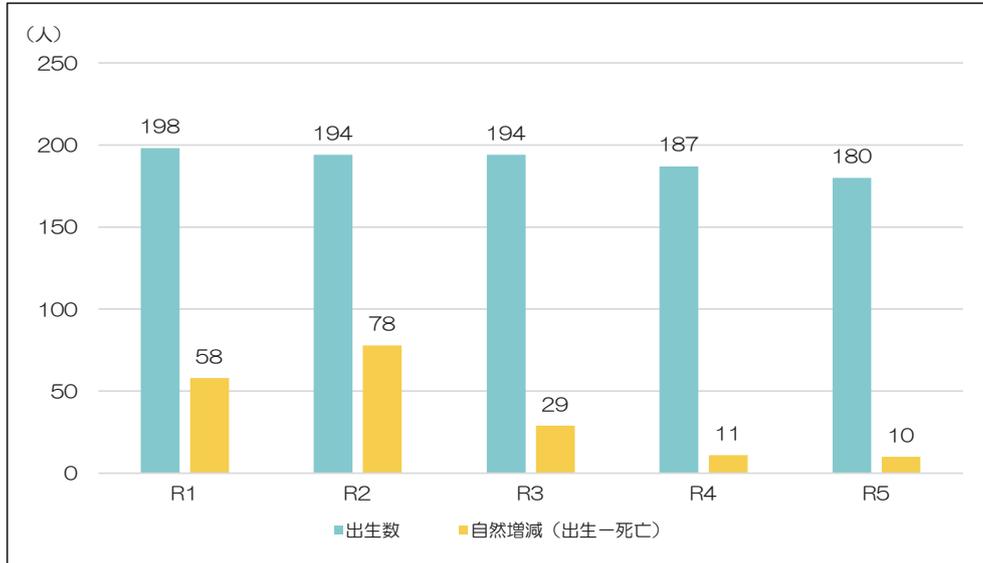
0～14歳人口は令和2年以降、ほぼ横ばい状態となっています。



住民基本台帳（各年1月1日）現在

## 5 出生数

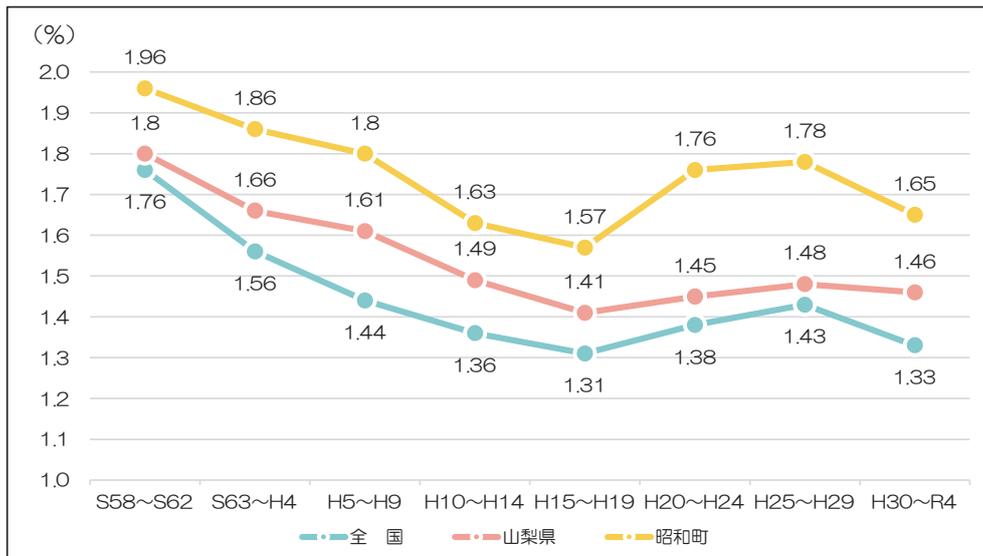
本町の出生数は年々減少傾向にあります。また、自然増減も令和2年をピークに縮小しており、出生と死亡の差がさらに小さくなる状況が続いています。



山梨県人口動態統計（各年 10月1日現在）

## 6 合計特殊出生率

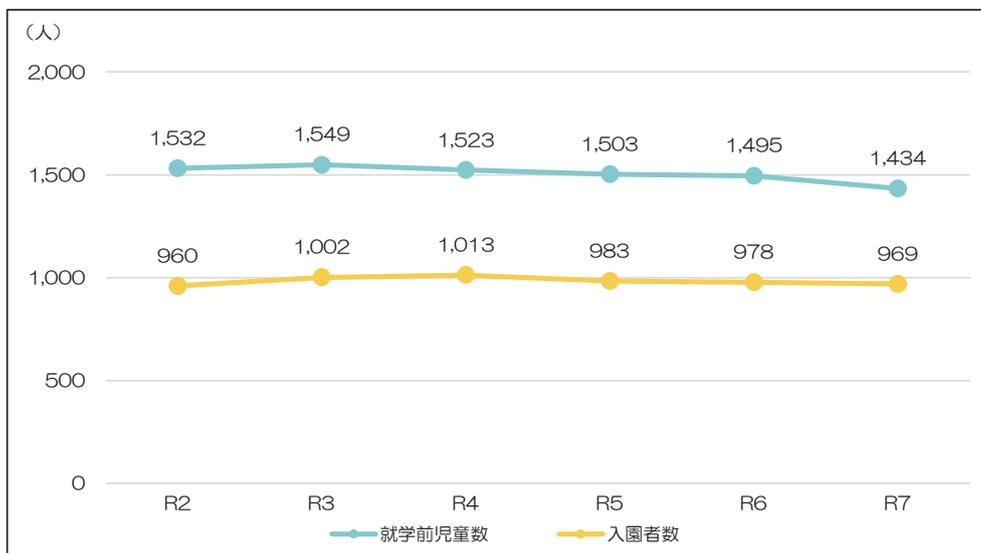
本町の合計特殊出生率は全国や山梨県を上回る水準を維持していますが、平成30～令和4年の5年間は、前期（平成25～29年）と比べて0.13ポイント低下しており、わずかながら減少傾向がみられます。



厚生労働省

## 7 就学前児童数（0歳～6歳）

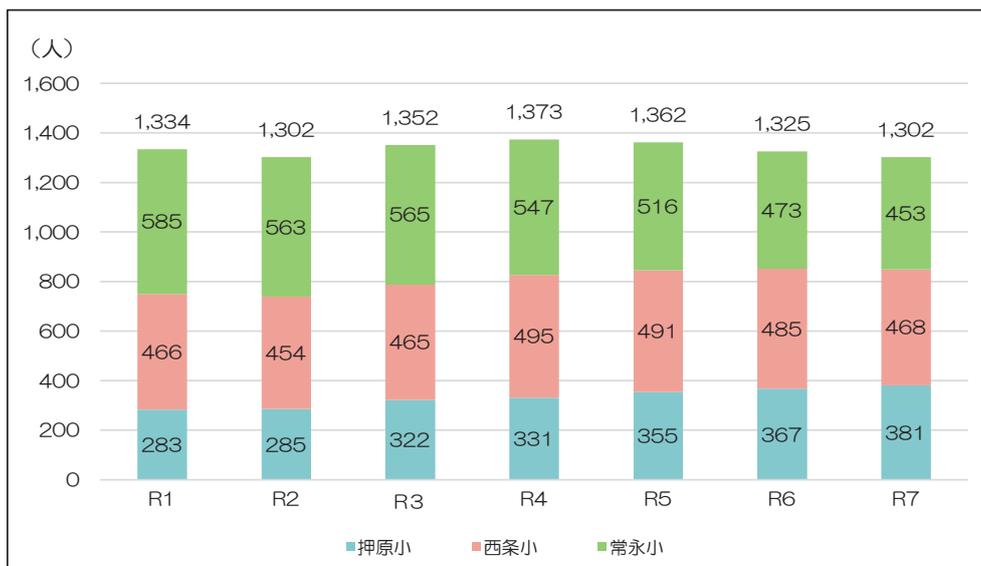
就学前児童数は緩やかな減少傾向となっており、入園者数も令和4年をピークに減少傾向となっています。今後の保育・幼児教育ニーズの変化への対応が求められます。



住民基本台帳（各年3月31日現在）

## 8 小学校児童数

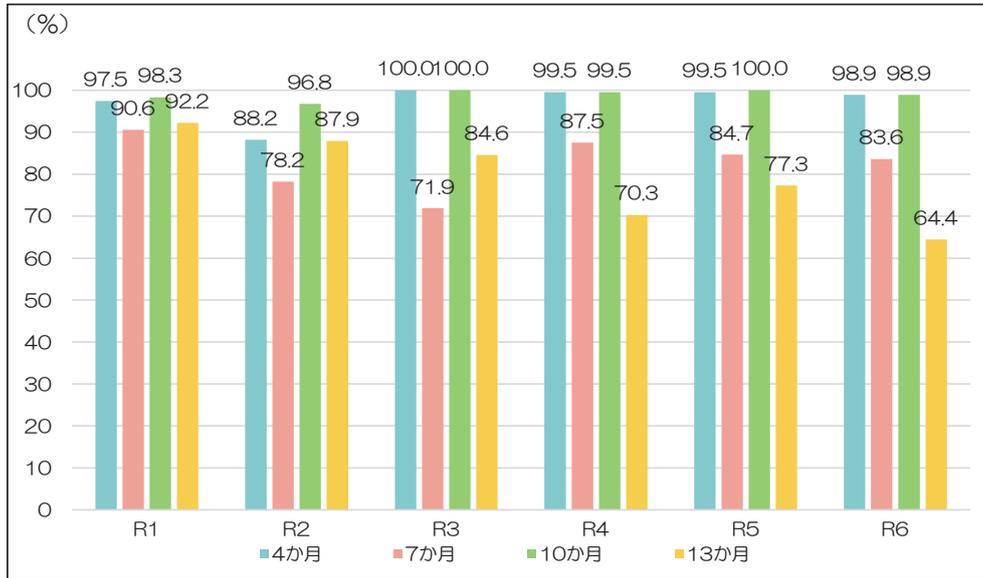
小学校児童数は、押原小学校で増加傾向にあり、全体ではほぼ横ばいとなっています。



学校基本調査（各年5月1日現在）

## 9 乳児健診受診率

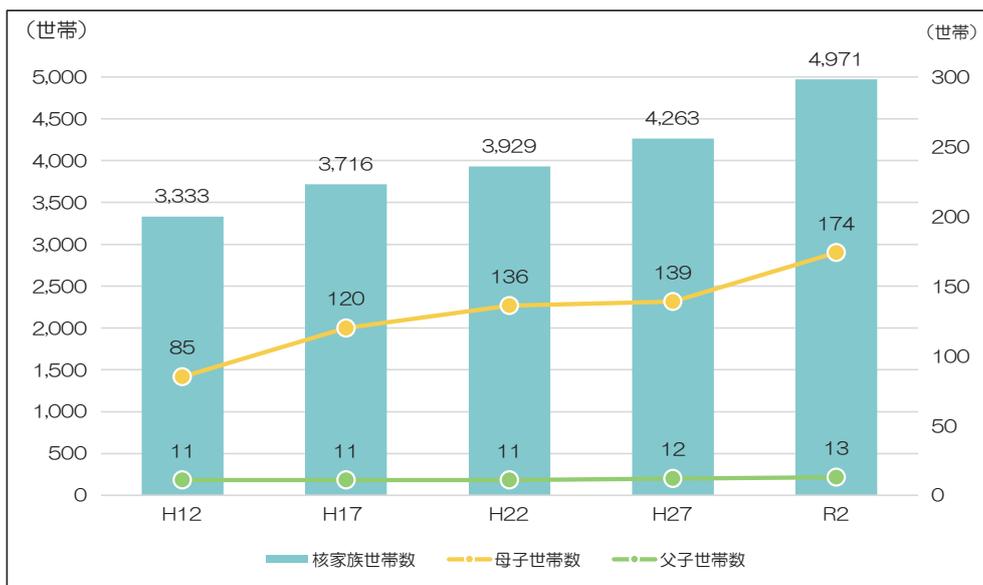
乳児健診の受診率は、4か月・10か月健診は町集団健診のため、ほぼ100%の高い水準を維持していますが、7か月・13か月健診では個別健診になり、受診率が低くなっています。



いきいき健康課

## 10 核家族世帯・母子世帯・父子世帯

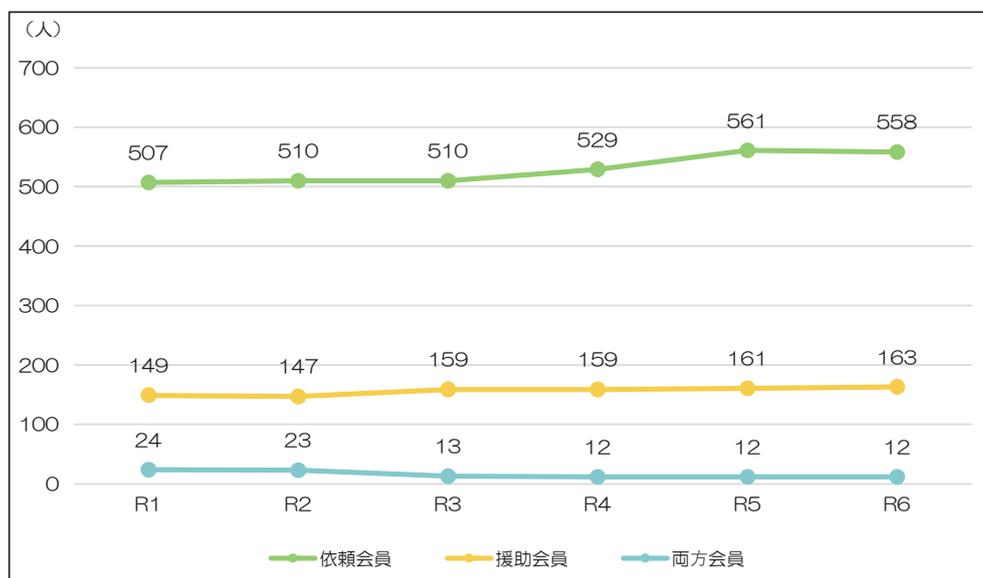
核家族世帯は増加傾向が続いています。母子世帯も増加しており、令和2年には174世帯に達しています。一方、父子世帯はほぼ横ばいで推移しています。



国勢調査

## 11 ファミリー・サポート・センター

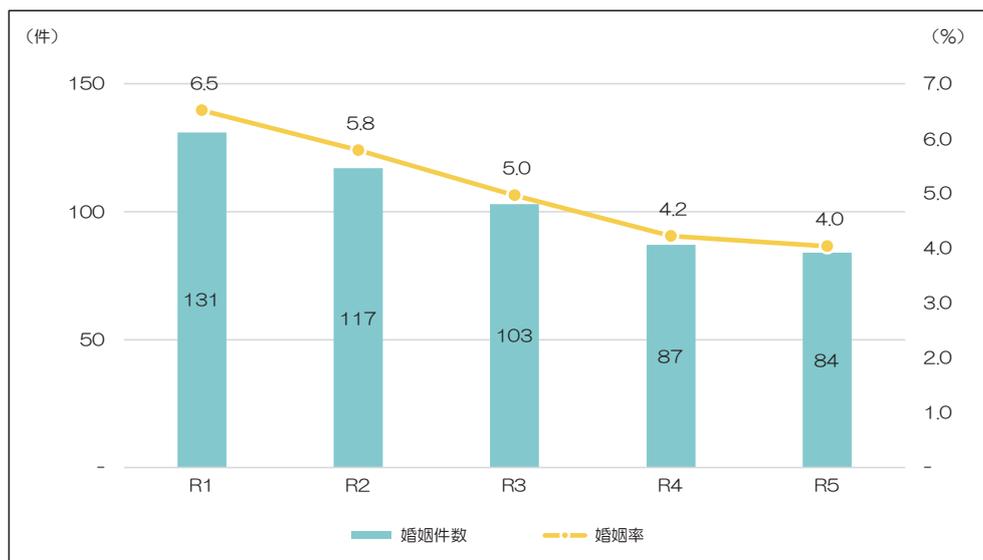
ファミリー・サポート・センターでは依頼会員が緩やかに増加傾向にありますが、援助会員は横ばいで推移しており、地域における支援人材の確保が課題となっています。



ファミリーサポートしょうわ(各年度3月31日現在)

## 12 婚姻数・婚姻率

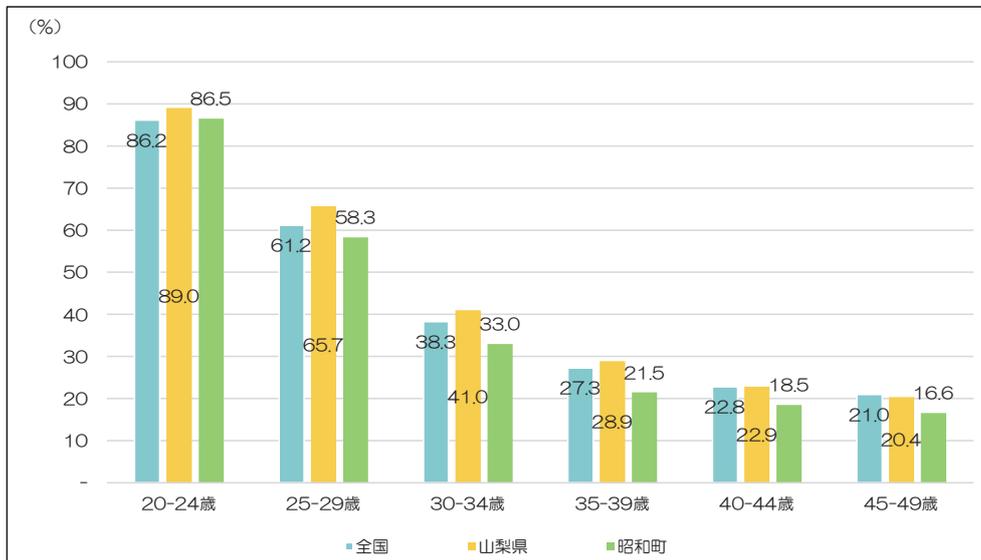
婚姻数・婚姻率は減少傾向が続いています。令和5年の婚姻件数は令和元年の約64%にとどまり、結婚行動の縮小が顕著となっています。



山梨県人口動態統計(各年10月1日現在)

## 13 未婚率

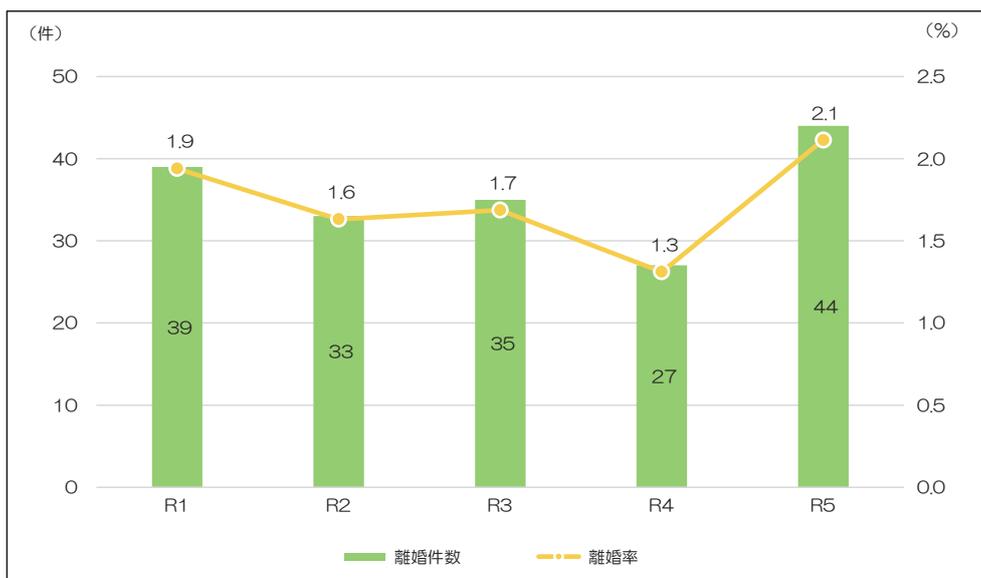
本町の未婚率は全国や山梨県と比較して低い傾向にありますが、25～29歳で58.3%、30～34歳で33.0%と、出産適齢期の未婚者が一定数存在しており、将来の出生動向への影響が懸念されます。



国勢調査（令和2年度）

## 14 離婚件数・離婚率

離婚件数は増減を繰り返していますが、令和5年は令和4年と比較して大きく増加しており、家庭状況の変化に応じた支援の必要性が高まっています。



山梨県人口動態統計（各年10月1日現在）



## 第3章 アンケート調査結果について

### 1 こどもまんなか社会アンケート調査結果

#### (1) 意識調査の概要

##### ①町内在住「小学生・中学生」対象アンケート調査

調査期間：令和7年7月4日から7月17日まで

配布数：1,077通（学校配布）

有効回答数：854通（Web回答）

有効回答率：79.3%

##### ②町内在住「高校生年代・19歳～39歳」対象アンケート調査

調査期間：令和7年7月15日から7月31日まで

配布数：1,200通（郵送配布）

有効回答数：320通（Web回答）

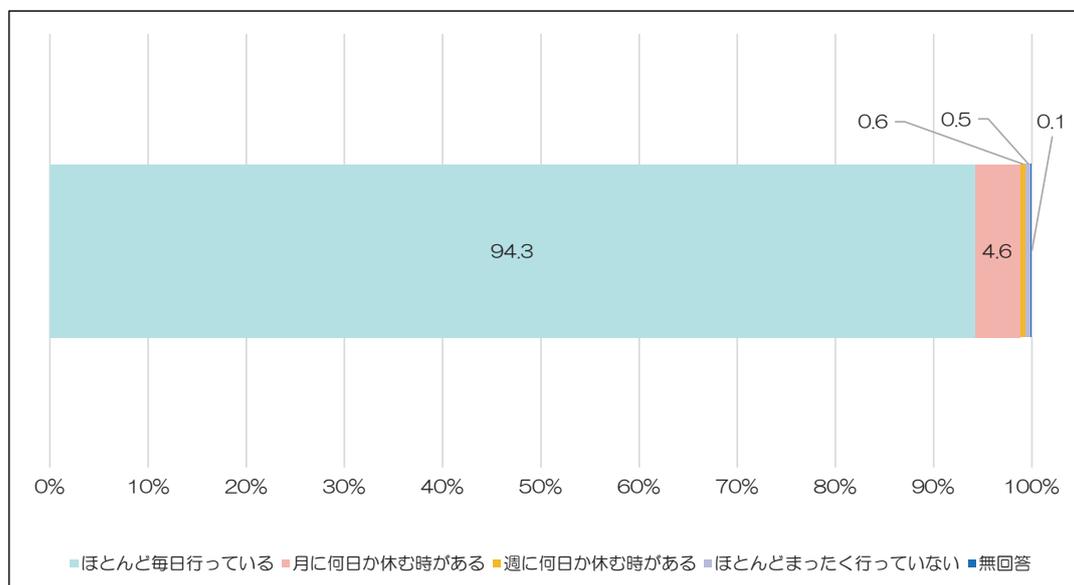
有効回答率：26.7%

#### (2) 意識調査の結果について

##### ①町内在住「小学生・中学生」対象アンケート調査

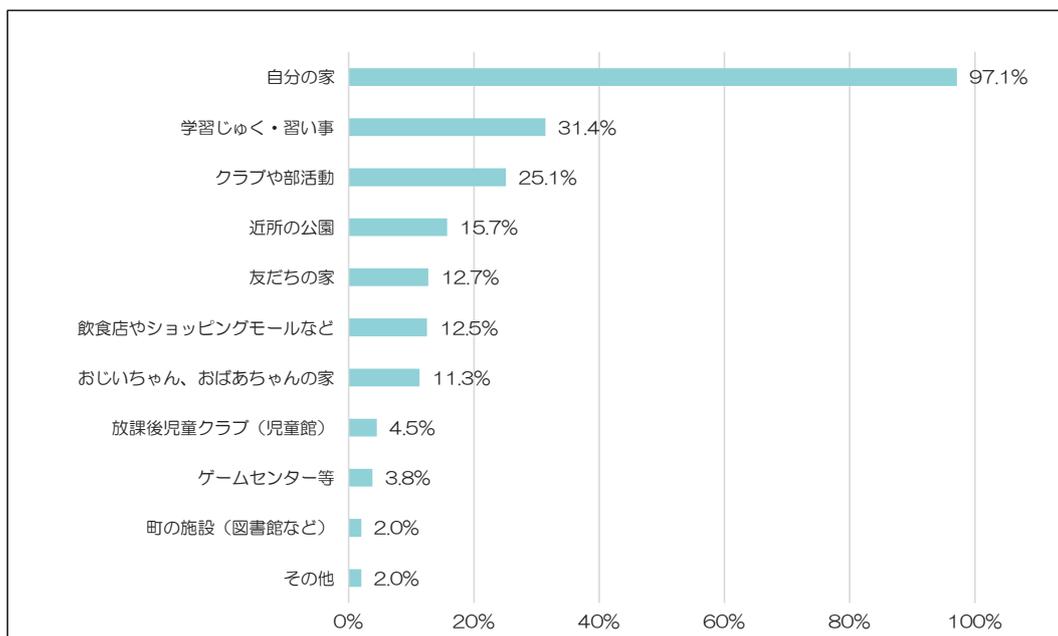
問：学校への登校状況について教えてください。

学校への登校状況については、「ほとんど毎日行っている」が大半を占めている一方で「ほとんどまったく行っていない」と回答したこどもが0.5%（4人）みられました。



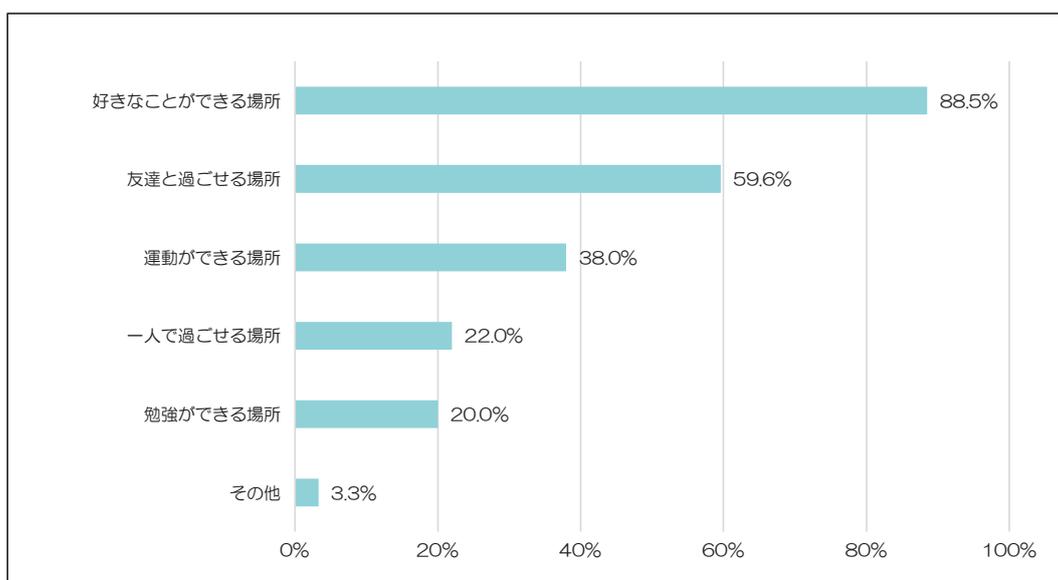
**問：あなたは普段学校以外でどこで過ごしていることが多いですか（複数回答）。**

普段学校以外で過ごす場所については、「自分の家」との回答が最も多くなっており、家庭内で過ごすこともが多数であることが分かります。



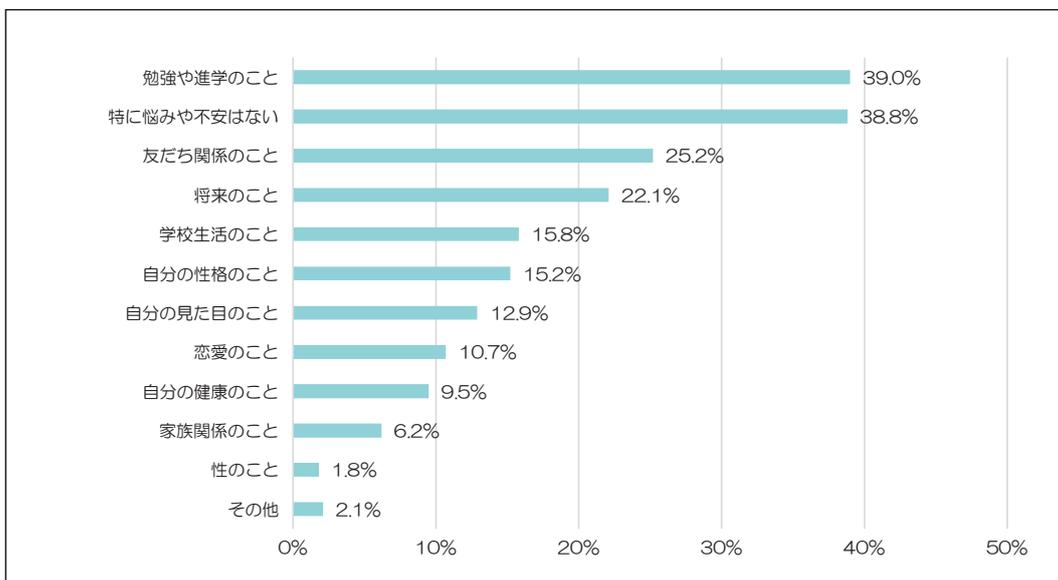
**問：あなたはどのような場所で過ごしたいと思いますか（複数回答）。**

過ごしたい場所としては、「好きなことができる場所」が最も多く、「友達と過ごせる場所」「運動ができる場所」が続いています。子どもが自由な活動や仲間との交流を求めていることが分かります。



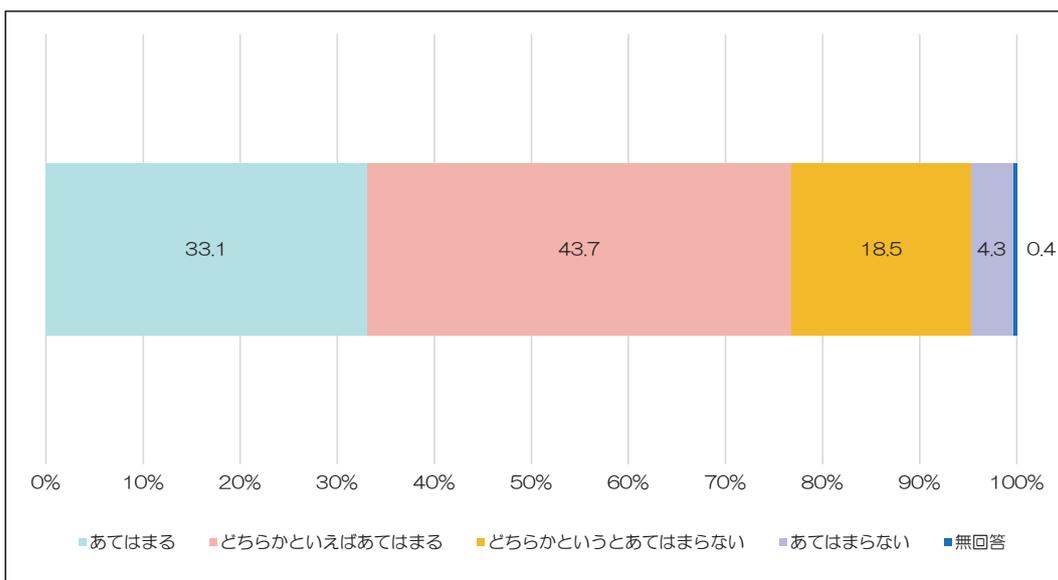
**問：あなたは現在悩んでいることや不安に感じていることはありますか  
(複数回答)。**

現在悩んでいることとしては、「勉強や進学のこと」が最も多く、一方で「特に悩みや不安はない」とする回答も多く見られました。



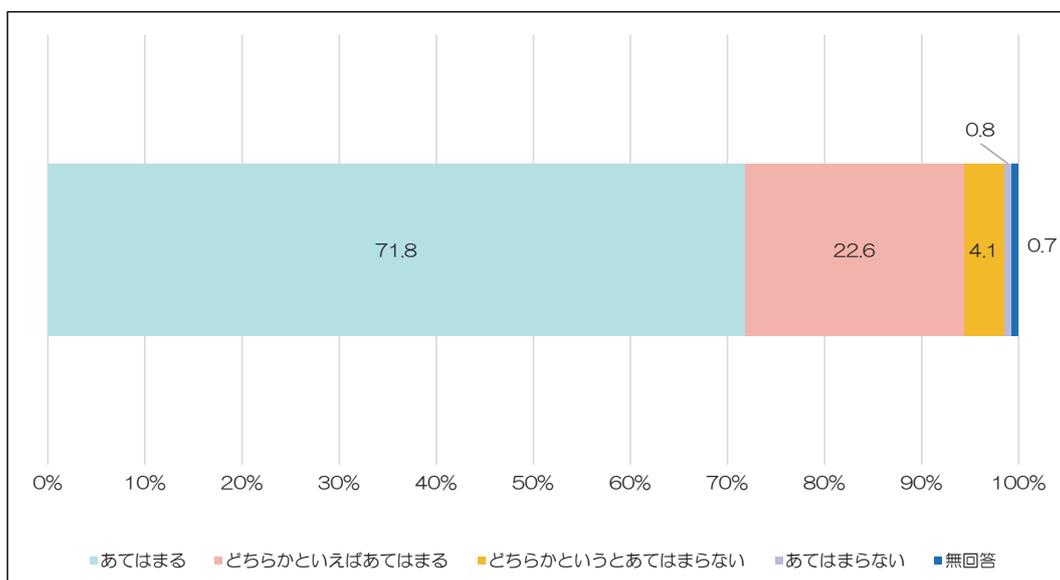
**問：あなたは「今の自分が好きだ」と思いますか。**

「今の自分が好きだ」と回答した人（あてはまる+どちらかといえばあてはまる）は76.8%でした。一方、22.8%は自分を肯定的に捉えられていない状況であり、一定数の子どもが自己肯定感に課題を抱えていることがうかがえます。



### 問：あなたは「家族から愛されている」と思いますか。

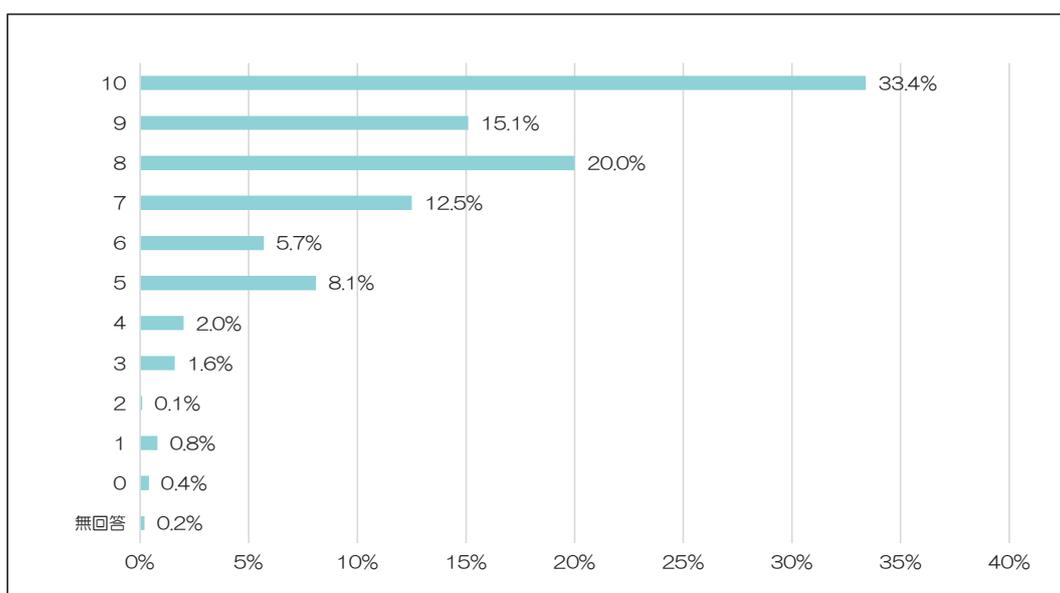
「家族から愛されている」と感じている子ども（あてはまる＋どちらかといえばあてはまる）は 94.4%でした。一方、4.9%は「愛されていない」と回答しており、少数ながら支援が必要な層が存在します。



### 問：あなたは今幸せだと思えますか。

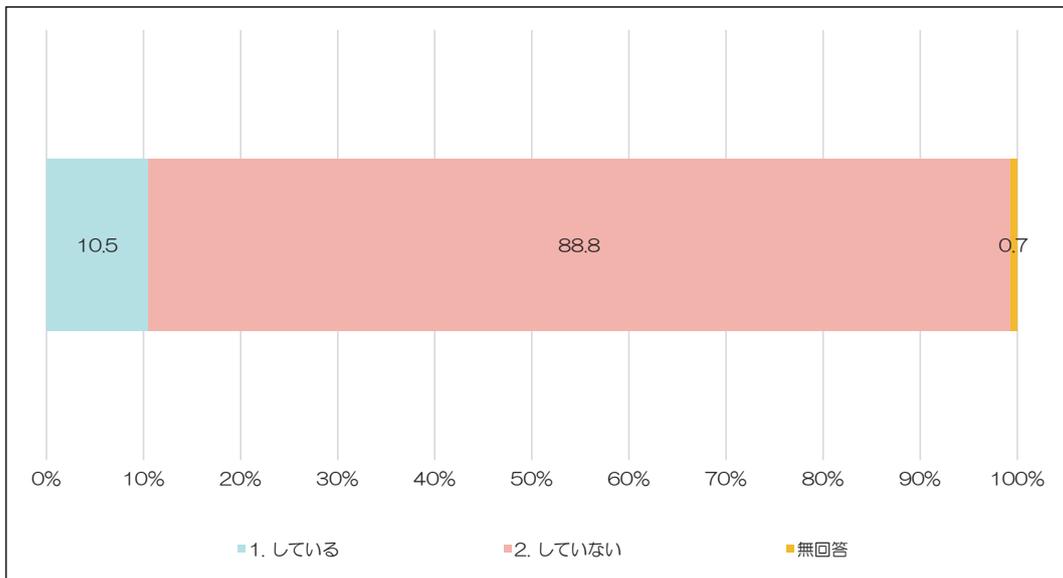
※「0：まったく幸せではない」、「5：どちらでもない」、「10：とても幸せである」。

「10：とても幸せである」が最も多く、一方で「0：まったく幸せではない」と回答した人が 0.4%（3人）存在しました。



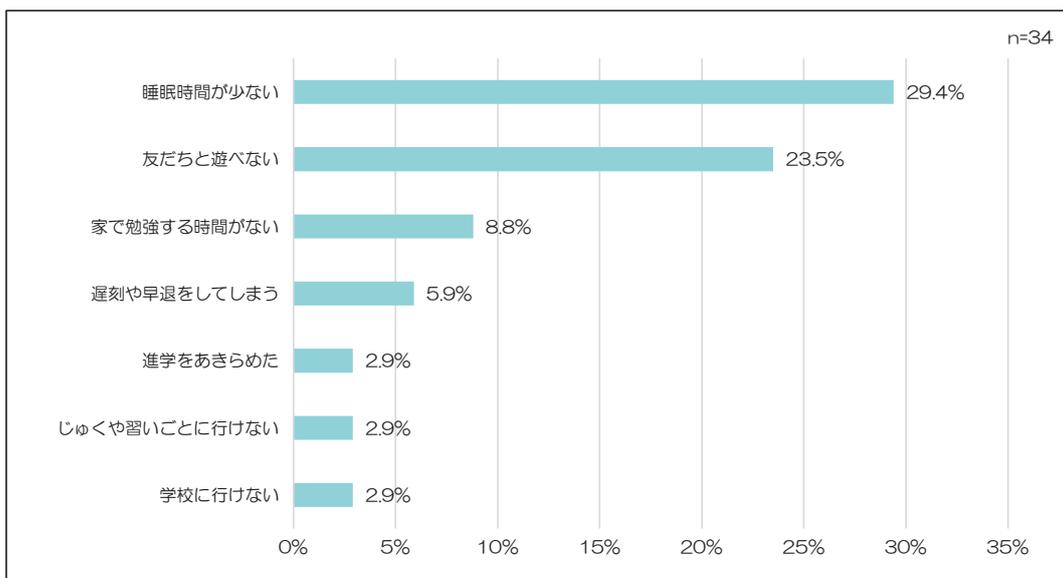
**問：あなたはふだんの家のお手伝い以外に、病気の家族やお年寄りのお世話をしていますか。**

家族の世話を「している」と回答したこともが 10.5%おり、ヤングケアラーに該当する可能性のあることもが一定数存在することが分かります。



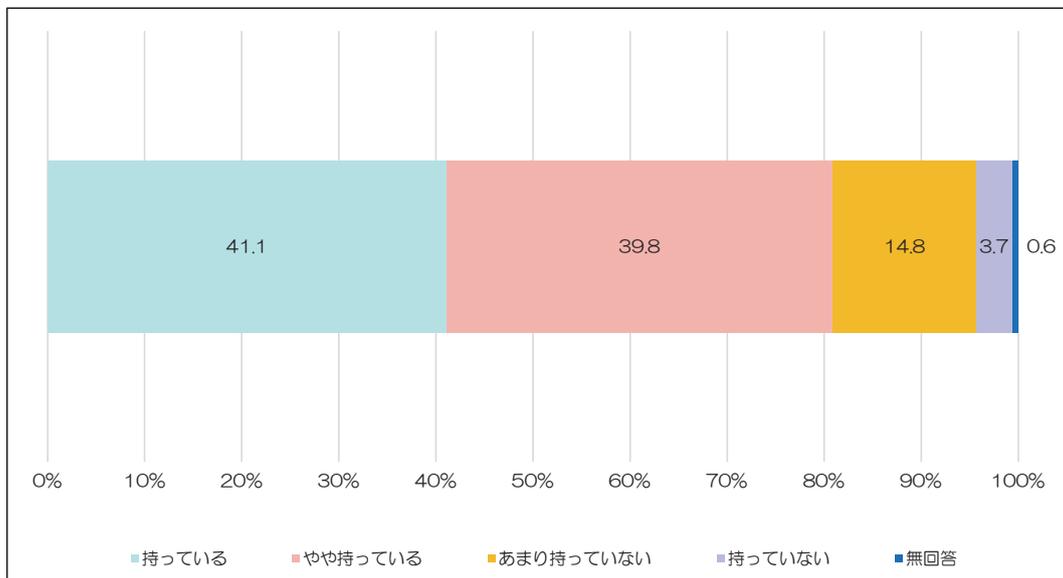
**問：家族の世話をしている人は、そのことであなたの生活に影響はありますか（複数回答）。**

家族の世話をしている人のうち、「睡眠時間が少ない」が 29.4%と最も多く、次いで「友だちと遊べない」「家で勉強する時間がない」など、生活への広範な影響が確認されました。



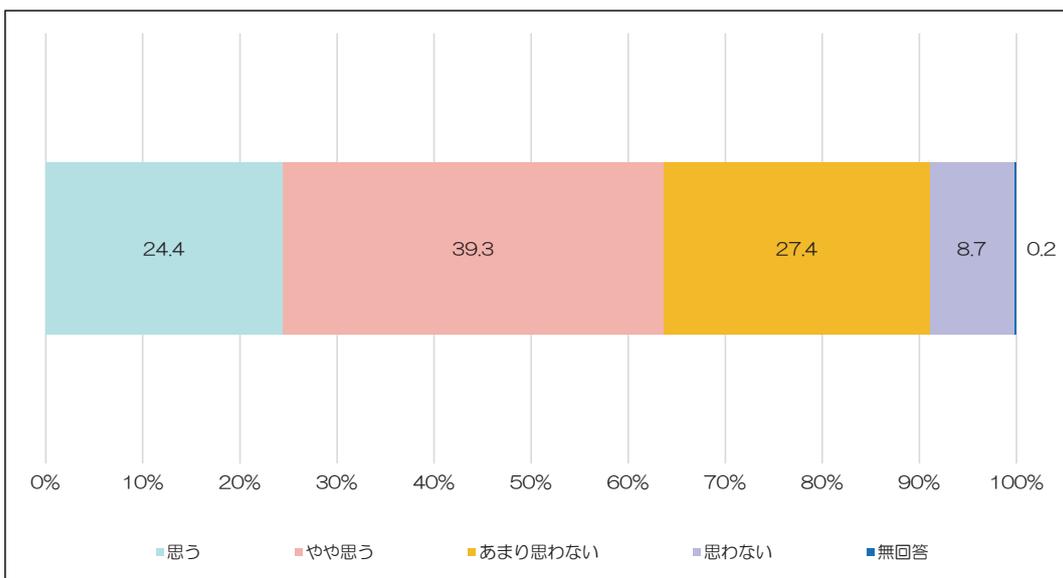
### 問：あなたは自分の将来に明るい希望を持っていますか。

自分の将来に「明るい希望を持っている」と回答した子ども（持っている＋やや持っている）は 80.9%でした。一方で 18.5%は「持っていない」（あまり持っていない＋持っていない）と回答しており、自分の将来に明るい希望を持っていない子どもが一定数存在することが分かります。



### 問：あなたは日本の将来が明るいと思いますか。

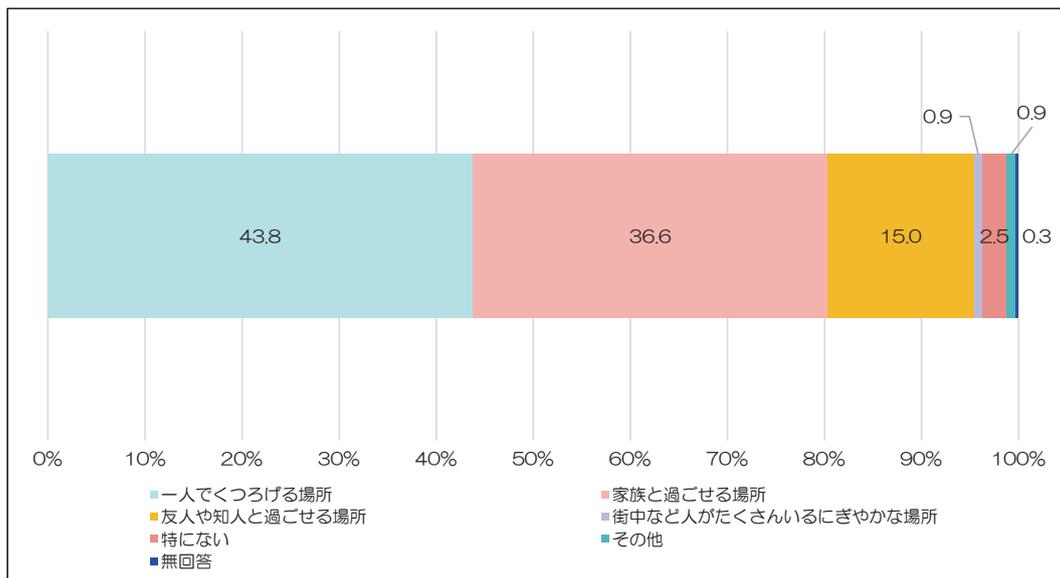
日本の将来について「明るいと思う」と回答した人は 63.7%でしたが、36.1%は「明るく思わない」と回答しており、子どもの将来認識に不安がみられます。



## ②町内在住「高校生年代・19～39歳対象アンケート調査

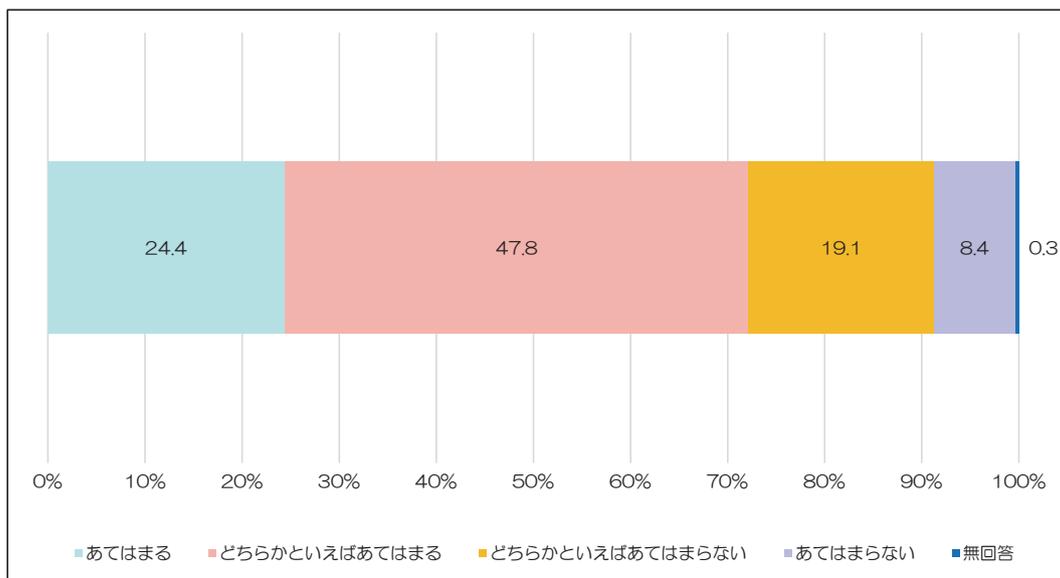
問：あなたはどのような場所で過ごすのが好きですか。

過ごしたい場所として、「一人でくつろげる場所」と「家族と過ごせる場所」が多く選ばれ、静かな環境や家庭の安心感が重視されていることが分かります。



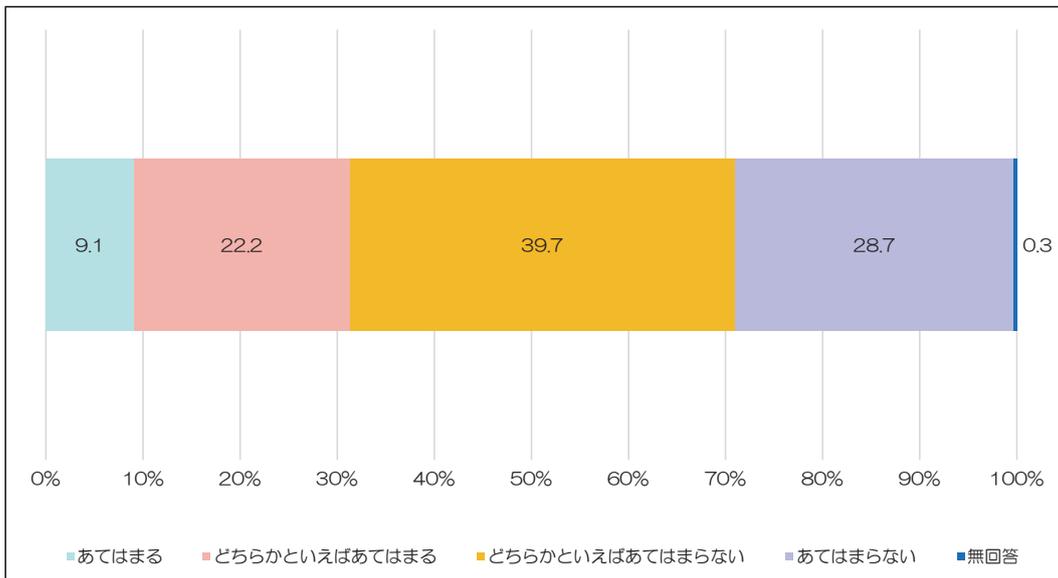
問：あなたは「今の自分が好きだ」と思いますか。

「今の自分が好きだ」と回答した人は72.2%でした。一方、27.5%は自己肯定感が低い傾向にあり、若年層でも心理的支援の必要性が示唆されます。



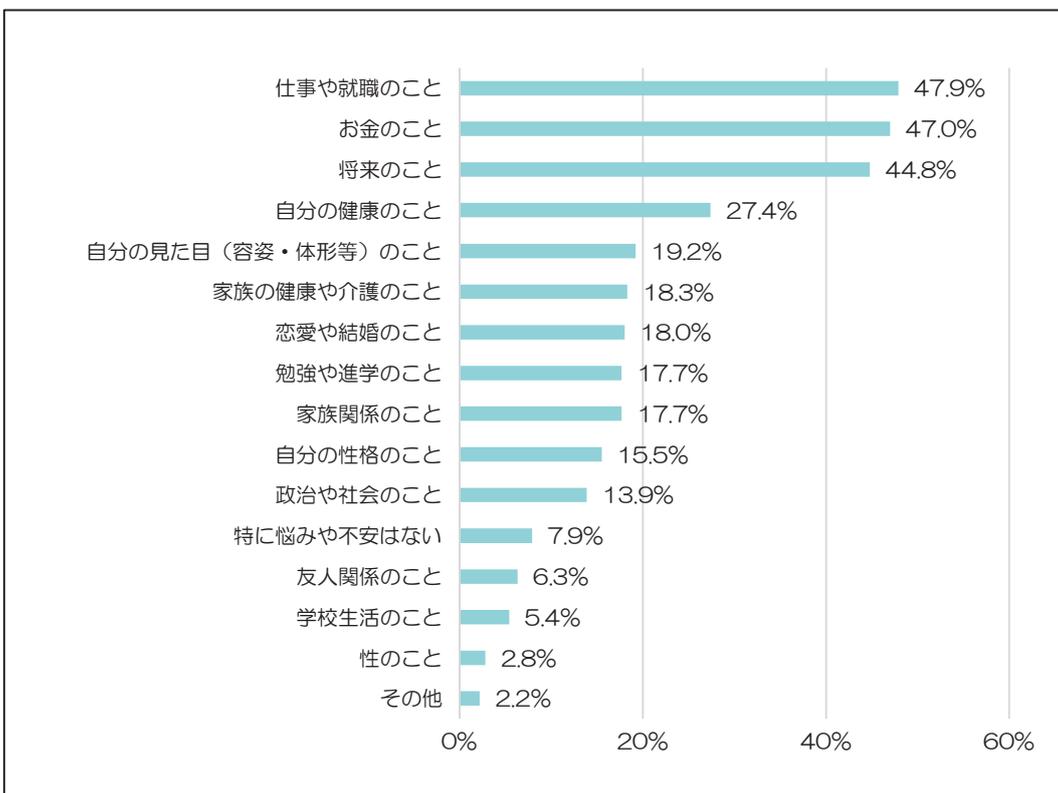
**問：あなたは「自分は役に立たない」と強く感じますか。**

「自分は役に立たない」と感じていない人（あてはまらない+どちらかといえばあてはまらない）は 68.4% でした。一方、31.3% は「あてはまる（あてはまる+どちらかといえばあてはまる）」と回答しており、自己有用感の低下を抱える若者が3割程度存在する結果となっています。



**問：現在、悩んでいることや不安に感じていることはありますか（複数回答）。**

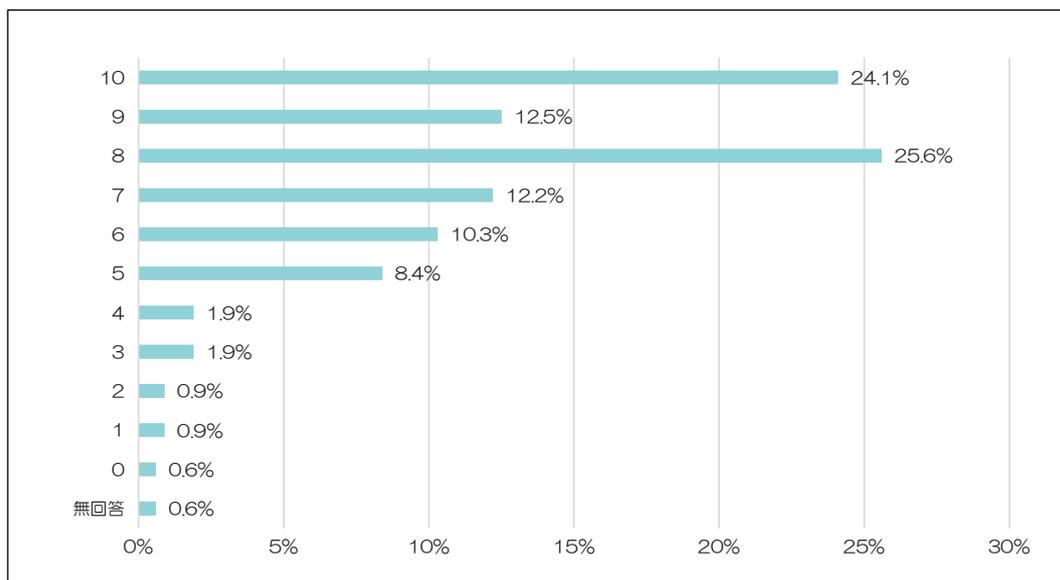
高校生年代～39歳では、「仕事や就職のこと」「お金のこと」「将来のこと」が多く挙げられ、生活基盤への不安が顕著になっています。



**問：あなたは今幸せだと思いますか。**

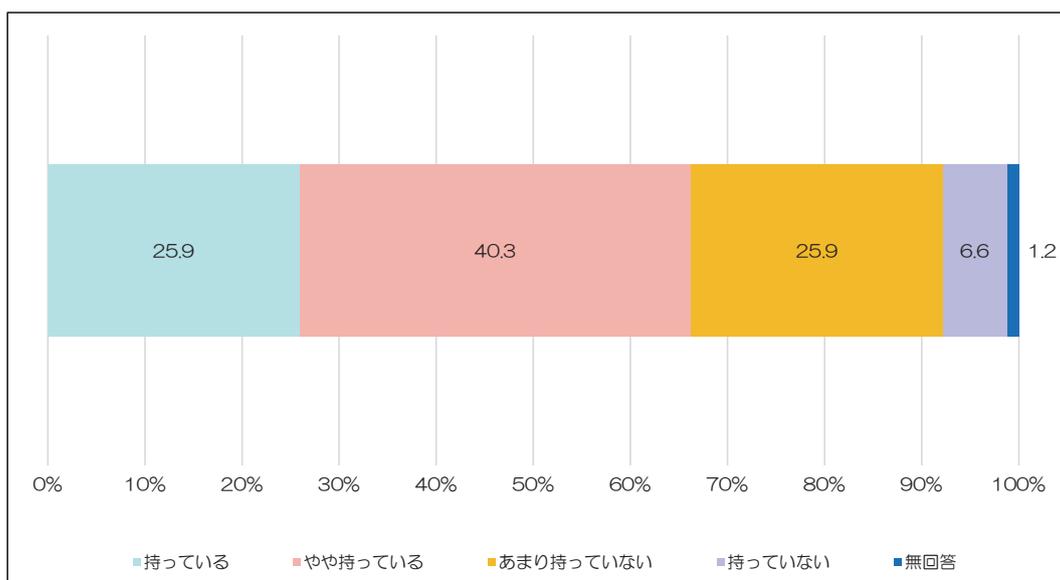
※「0：まったく幸せではない」、「5：どちらでもない」、「10：とても幸せである」。

「8」「10」と回答した人が多く、おおむね高い幸福感がみられます。一方で、「0：まったく幸せではない」と回答した人が0.6%（2人）存在しました。



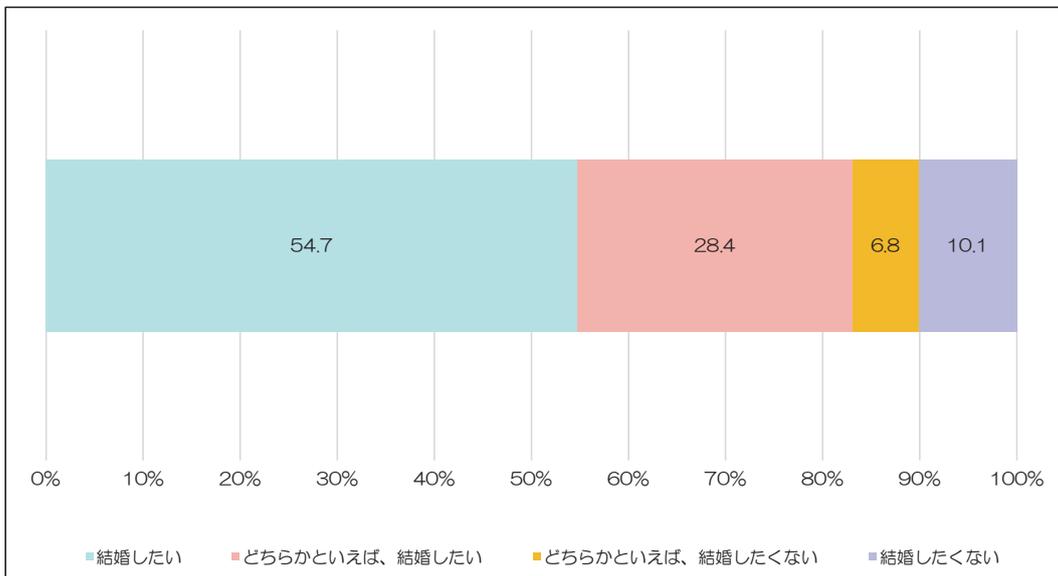
**問：あなたは自分の将来について、明るい希望を持っていますか。**

自分の将来に「明るい希望を持っている」と回答した人は66.2%でした。一方で32.5%が「希望を持っていない」と回答しており、将来に明るい希望を持ってない若者が一定程度存在します。



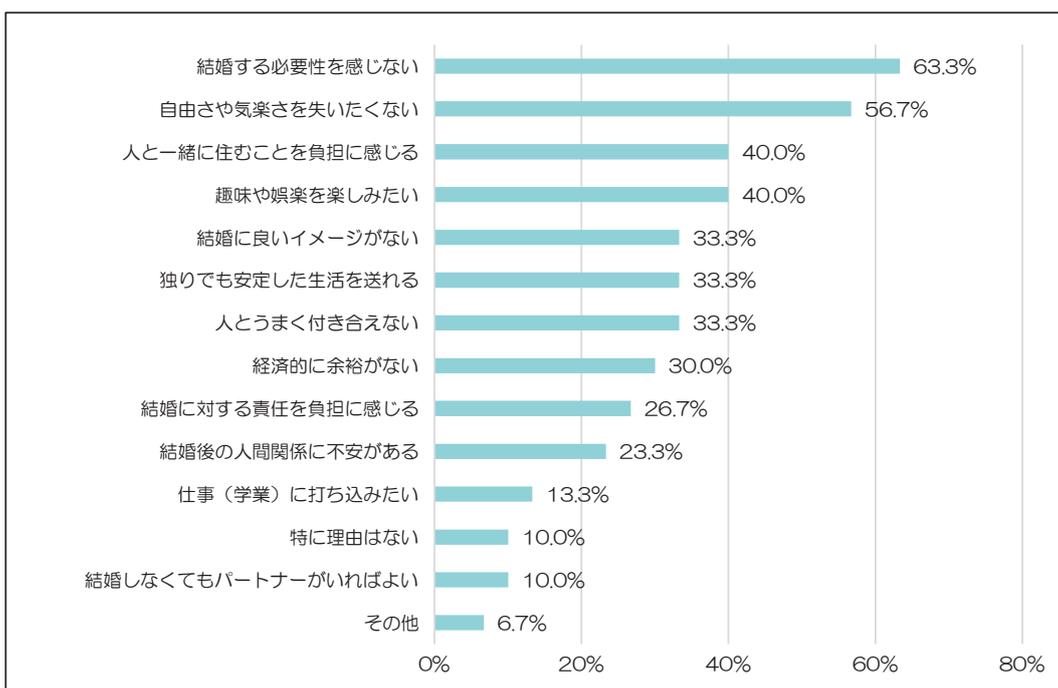
**問：(未婚の方) あなたは将来結婚したいですか。**

将来「結婚したい」と回答した人（結婚したい+どちらかといえば結婚したい）は83.1%でした。一方、16.9%は「結婚したくない」（どちらかといえば結婚したくない+結婚したくない）と回答しています。多くの若者が結婚願望を持つ一方で、約2割弱に結婚回避の意識がみられます。



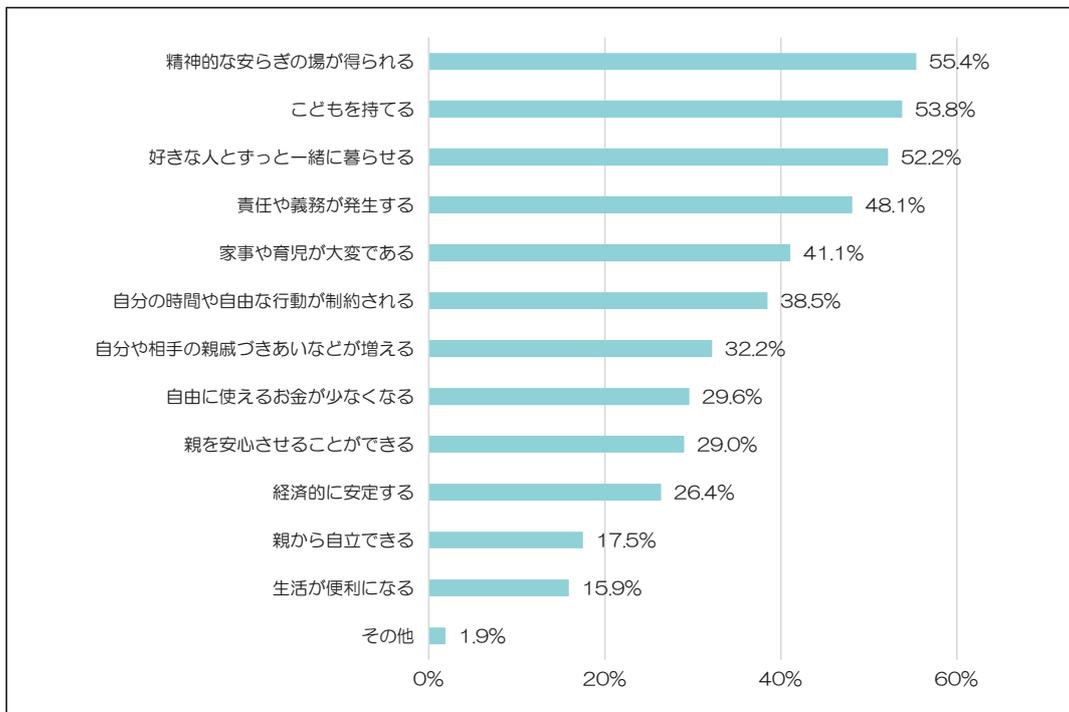
**問：(結婚したくない方) 結婚したくない理由はなんですか（複数回答）。**

結婚したくない理由として、「結婚する必要性を感じない」という回答が最も多く選ばれました。一方で、「自由さや気楽さを失いたくない」「人と一緒に住むことを負担に感じる」など、生活スタイルの自由を重視する回答も多く、結婚に対する価値観の多様化がうかがえます。



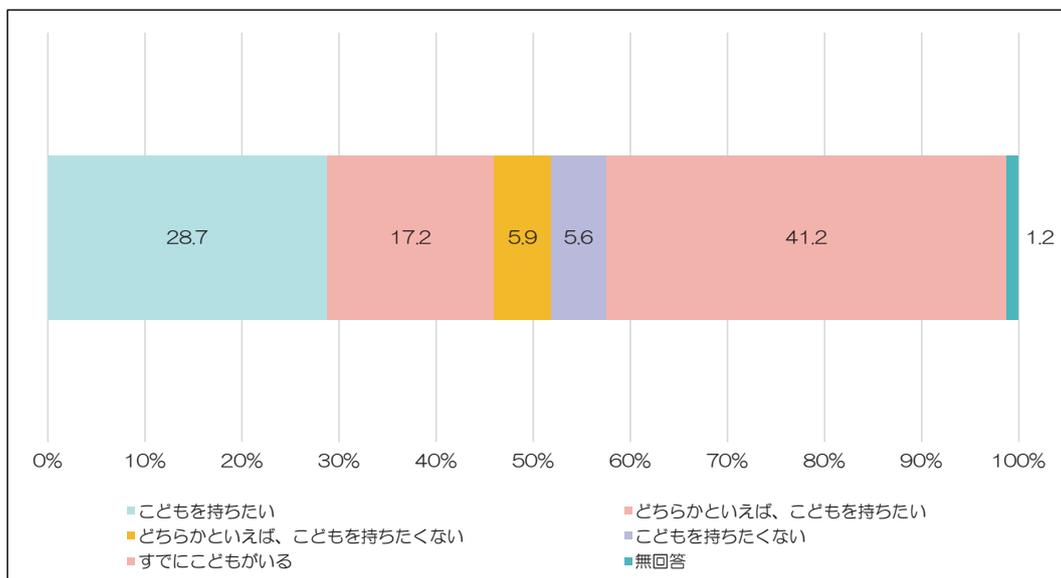
**問：あなたは結婚をどのように考えていますか（複数回答）。**

結婚に対しては、「精神的な安らぎの場が得られる」「子どもを持てる」「好きな人とずっと一緒に暮らせる」と肯定的に捉える意見が多くみられました。一方で、「責任や義務が発生する」との回答も多く、結婚に対する期待と負担感の双方が存在している状況となっています。



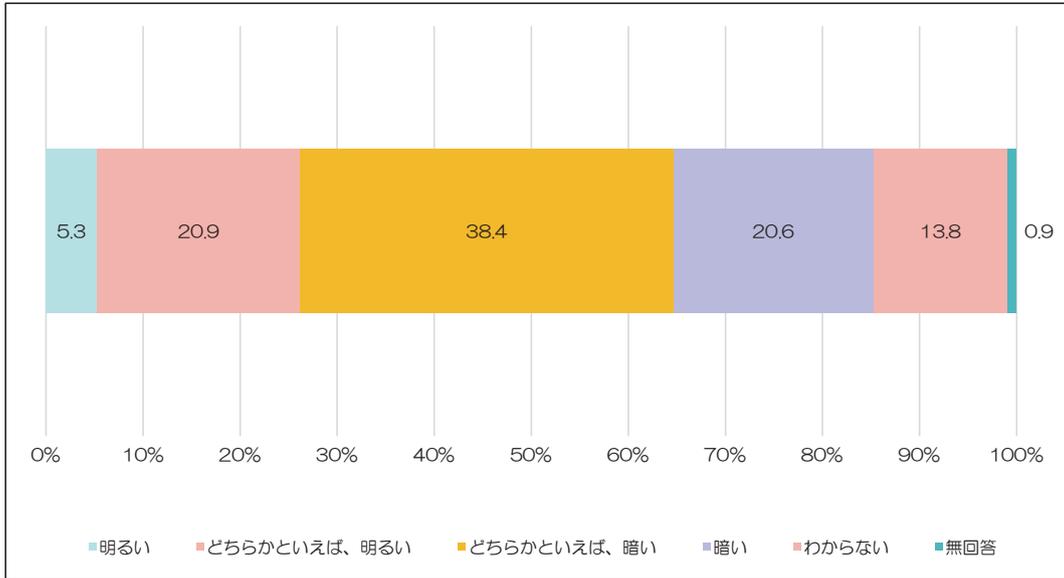
**問：あなたは将来子どもを持ちたいと思いますか。**

子どもを「持ちたい」と回答した人（持ちたい+どちらかといえば持ちたい）は45.9%を占めています。一方で、「持ちたくない」「どちらかといえば持ちたくない」と回答した人も一定数みられ、将来の家族形成に対する考え方が多様化してきていることがわかります。



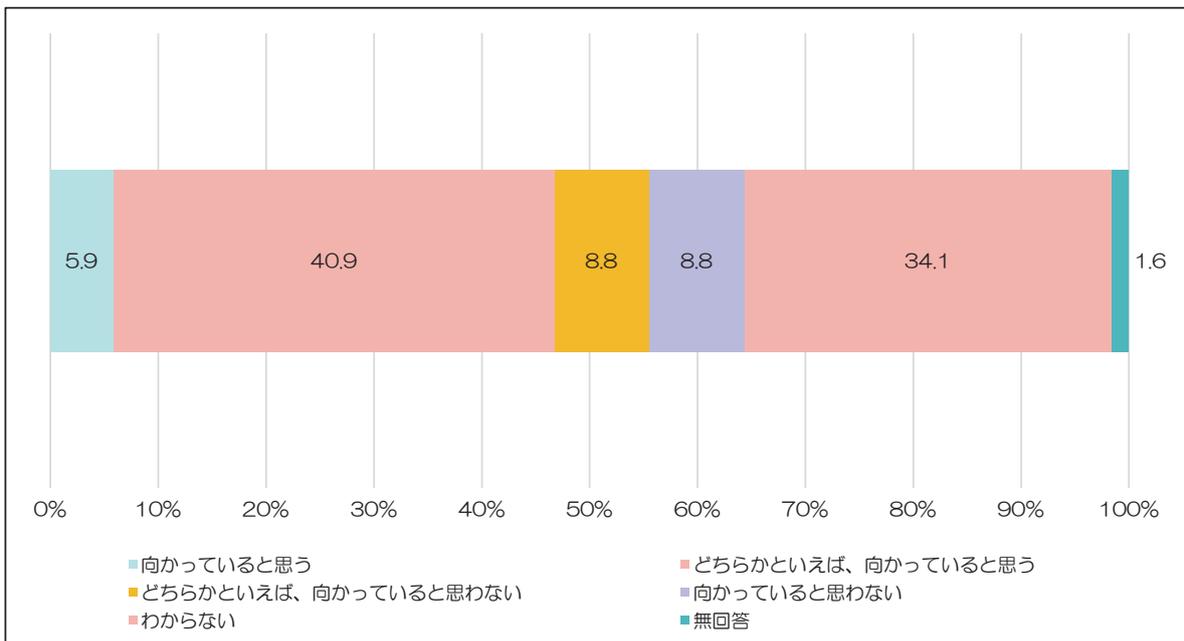
**問：あなたは日本の将来が明るいと思いますか。**

日本の将来が「明るい」と回答した人（明るい+どちらかといえば明るい）は26.2%でした。一方、59.0%は「暗い」（どちらかといえば暗い+暗い）と感じており、約6割が日本の将来に悲観的な見方を示している状況がみられます。



**問：あなたは昭和町が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると思いますか。**

昭和町が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると回答した人（向かっていると思う+どちらかといえば向かっていると思う）は46.8%でした。一方、17.6%は「向かっていない」（どちらかといえば向かっていると思わない+向かっていると思わない）と回答しており、2割弱が町の取組状況を肯定的に捉えていないことが分かります。



## 1 人口動態・子育て環境の変化に関する課題

本町では人口全体が増加傾向にある一方で、子育て施策に直結する指標には複数の懸念が見られます。出生数は令和元年の198人から令和5年180人へ減少しており、自然増減も縮小しています。

合計特殊出生率は全国や山梨県より高い状況を維持していますが、直近5年間では低下しており、若年女性人口が減少することによる「出生率は高めだが出生数は減る」という典型的な少子化構造が進行しています。また、0～14歳人口（年少人口）も微減が継続し、就学前児童数も減っていることから、保育・幼児教育施設の需給バランスの見直しが必要な状況となっています。

核家族世帯は平成12年の3,333世帯から令和2年には4,971世帯に急増しており、家庭内での育児負担が一部の保護者に集中するリスクが高まっています。ひとり親家庭も母子世帯においては174世帯と増加傾向にあり、経済的困難や孤立を背景とした支援ニーズの増大が予測されます。婚姻件数は令和元年の131件から令和5年には84件へ約36%減少しており、25～34歳の未婚率が高い状況も踏まえると、将来の出生動向に影響することが懸念されます。

以上のことから、本町のこども施策においては、出生数の減少、家族形態の変化、支援ニーズの多様化に対応した包括的な基盤整備が必要であり、現行の支援体系の強化が求められます。

## 2 こどもの健康・成育状況に関する課題

本町のこどもの健康・成育に関するデータからは、支援が必要な家庭やこどもの状況を見てとることができます。アンケート調査では、小中学生の22.8%が「自分が好きではない」と回答し、18.5%が将来に希望を持っていないなど、自己肯定感や将来展望の低さが見られます。また、10.5%がヤングケアラーの可能性があり、生活への影響として「睡眠時間が少ない」や「友人と遊べない」などが挙げられています。家庭の事情により子どもがケア責任を担う状況が一定数あり、早期状況把握と支援の強化が必要です。

高校生年代・若者では、「自分が好きではない」が27.5%、「自分は役に立たない」と感じる人が31.3%と高く、若年層のメンタルヘルスの脆弱性が見てとれます。こうした傾向から、成育段階を通じた心理的支援体制の充実、学校・地域・家庭の連携強化、第三の居場所の整備などが求められます。

### 3 こどもの社会環境・居場所

アンケート調査では、小中学生の97.1%が「自分の家で過ごす」と回答しており、町内施設の利用や地域の居場所の活用は限定的です。一方、理想的な過ごし方として「好きなことができる場所」「友達と過ごせる場所」が上位に挙がっていることから、多様な活動ができる居場所が不足している状況がうかがえます。また、放課後児童クラブは一定の役割を果たしていますが、年代を超えた交流や、多様な体験活動の場は十分とは言えません。高校生年代・若者では「一人でくつろげる場所」「家族と過ごせる場所」を求める傾向が見られますが、若年層が安心して立ち寄れる公共的な居場所は限られていると考えられます。

ファミリー・サポート・センターでは依頼会員が増えている一方、援助会員が横ばいであり、地域の支え手の不足も明確です。

若者層の悩みとしては「仕事」「お金」「将来」が多く、社会的な自立に対する危機感が見られます。これらの状況から、昭和町における課題として、①多様な居場所の不足、②体験・学習機会の不足、③地域の支援人材の不足、④若者の社会的な自立支援の必要性が挙げられます。地域共生型の居場所づくりや支援体制の構築が必要です。

### 4 若者の将来展望・結婚・子育て意識に関する課題

高校生年代から39歳までの若者を対象としたアンケートでは、将来に対する不安や、結婚・子育てへの価値観の変化が見られます。まず、自分の将来に希望が持てない若者は32.5%で、小中学生（18.5%）に比べて高く、若年層の将来不安が際立っています。また、日本の将来を「暗い」と回答した若者は59%に達しており、社会全体への信頼感の低下も確認できます。

結婚については「結婚したい」が83.1%と高いものの、結婚したくない理由として「結婚の必要性を感じない」「自由さや気楽さを失いたくない」「経済的に余裕がない」など、価値観の多様化と経済的不安が背景にあります。また、「こどもを持ちたい」は45.9%にとどまり、子育てを将来像として描きにくい若者も一定数います。

これらの状況から、若者に対する課題として①安定したキャリア形成の支援、②結婚・子育ての心理的・経済的ハードルの緩和、③多様な生き方に寄り添う支援、④若者の社会参画機会の拡大が挙げられます。昭和町が若者の将来への見通しを描ける環境を整えることが、地域の持続的発展につながると考えられます。

### 1 昭和町がめざすこどもまんなか社会の姿

すべてのこどもや若者が自らの意見を尊重され一人ひとりの最善の利益を享受できることは、社会の持続的な発展の基盤であり、地域にとってもかけがえのない価値です。こどもは単なる保護や支援の対象ではなく、権利を持つ主体であり、その声や思いを丁寧に受け止めることが、安心して暮らせるまちづくりや社会づくりにつながります。

そのため、本町では、こどもや若者が心身ともに健やかに成長し、将来にわたり自立して自分らしく活躍できるよう、多様な支援を段階的かつ切れ目なく行っています。妊娠期から乳幼児期、学齢期、そして若者期に至るまで、それぞれのライフステージに応じた支援を行い、保護者や家庭への負担軽減とともに、安心して子育てに向き合える環境を整えます。

また、障がいや外国籍、ひとり親、経済的困難など、さまざまな状況に置かれたこどもや家庭に寄り添い、誰一人取り残されない社会の実現をめざします。

さらに、こども・若者を地域全体で支えるため、家庭や学校だけでなく地域の人々、ボランティア団体、企業、行政など多様な主体が協働し、子育てに関わる資源をつなぎ合わせる仕組みをつくります。こどもや若者自身がまちづくりや学校生活に参加し、自らの声を反映できるような仕組みを整えることにより、主体性や社会参画の力を育み、将来の地域社会を担う人材を育てます。このように、本計画では、すべてのこども・若者、そして子育て家庭が安心と希望を持ちながら暮らすことができる地域社会を実現するために、以下の基本理念を本町がめざす姿として掲げます。

すべてのこどもが自分らしく輝けるまち

## 2

## 基本方針

本町では、こどもの最善の利益を最優先に、安心してこどもを産み育てられる環境を整え、質の高い教育や保育、心身の健やかな成長を支える取組みを進めます。多様性を尊重し、誰一人取り残さない支援を行うとともに、地域全体でこどもと家庭を支える仕組みを築きます。さらに、こどもの意見を尊重し、まちづくりに反映させるとともに、安全・安心な環境を確保し、すべてのこどもが希望を持って成長できる社会の実現をめざします。

本計画は「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困対策計画」「こども・若者計画」を包含するこども施策の総合計画として策定しています。

次世代育成支援行動計画の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立支援や子育てにかかる男女共同参画を推進し、地域全体で次世代を育む環境を整備します。また、こどもの貧困対策計画として、経済的困難を抱える家庭のこどもへの学習支援や就学援助、居場所づくりを進めるとともに、保護者の就労・生活支援や相談体制を充実させ、地域・教育・福祉の連携による包括的な支援を展開します。さらに、こども・若者計画の考え方を取り入れ、若者世代へのキャリア形成・就労支援、結婚や子育てに関する理解促進を進め、社会的自立と地域参画を後押しします。

# 基本方針

## 1 こどもの権利を尊重し、こども優先の社会づくり

### 基本方針1 こどもの最善の利益を最優先にした社会をつくります

こどもを権利の主体として尊重し、すべての施策においてこどもの最善の利益を第一に考える社会づくりを進めます。

### 基本方針2 こどもの意見を尊重したまちづくりを推進します

こどもがまちづくりや学校生活において意見を述べる機会をつくり、その声を政策や計画に反映することで、こどもとともに歩むまちづくりを進めます。

## 2 安心して子育てができる社会づくり

### 基本方針1 安心してこどもを産み育てられる環境をつくります

妊娠期から子育て期に至るまで切れ目のない支援を行い、経済的負担の軽減や生活支援を通じて、誰もが安心してこどもを産み育てられる環境を整備します。

### 基本方針2 地域全体でこども・子育てを支える仕組みをつくります

地域の子育て支援拠点や交流の場を充実させ、NPO・ボランティア・企業など多様な主体と協働しながら、地域ぐるみでこどもと家庭を支える仕組みを整えます。

## 3 こどもが健やかに成長できる社会づくり

### 基本方針1 こどもの心身の健やかな成長を図ります

健康診査や予防接種、発達支援などを充実させ、こどもの心身の成長をきめ細かく支援し、健やかな育ちを保障します。

### 基本方針2 質の高い教育・保育を提供します

就学前から学校教育に至るまで、教育と保育の質の向上を図り、こどもが健やかに学び育つための環境を整えます。

## 4 こどもが安心して暮らせる社会づくり

### 基本方針1 こどもの貧困対策と自立支援を進めます

経済的困難を抱える家庭のこどもに対して学習支援や就学援助を進めるとともに、保護者への就労・生活支援や相談体制を充実させます。さらに地域・教育・福祉が連携した包括的な支援を展開し、こどもの居場所づくりの取り組みを進めます。

### 基本方針2 多様性を尊重し、誰一人取り残さない子育て支援を行います

障がいがあるこども、外国籍家庭、ひとり親家庭、経済的困難を抱える家庭など多様な状況に応じた支援を行い、誰もが安心して子育てできる社会をめざします。

### 基本方針3 こどもの安全・安心の確保に努めます

通学路や遊び場の安全確保、ネットやSNSに関するトラブル対応、災害時の受援体制を整備し、こどもと家庭の安全・安心を守ります。

## 5 仕事と子育てが両立できる社会づくり

### 基本方針1 仕事と子育ての両立を支援します

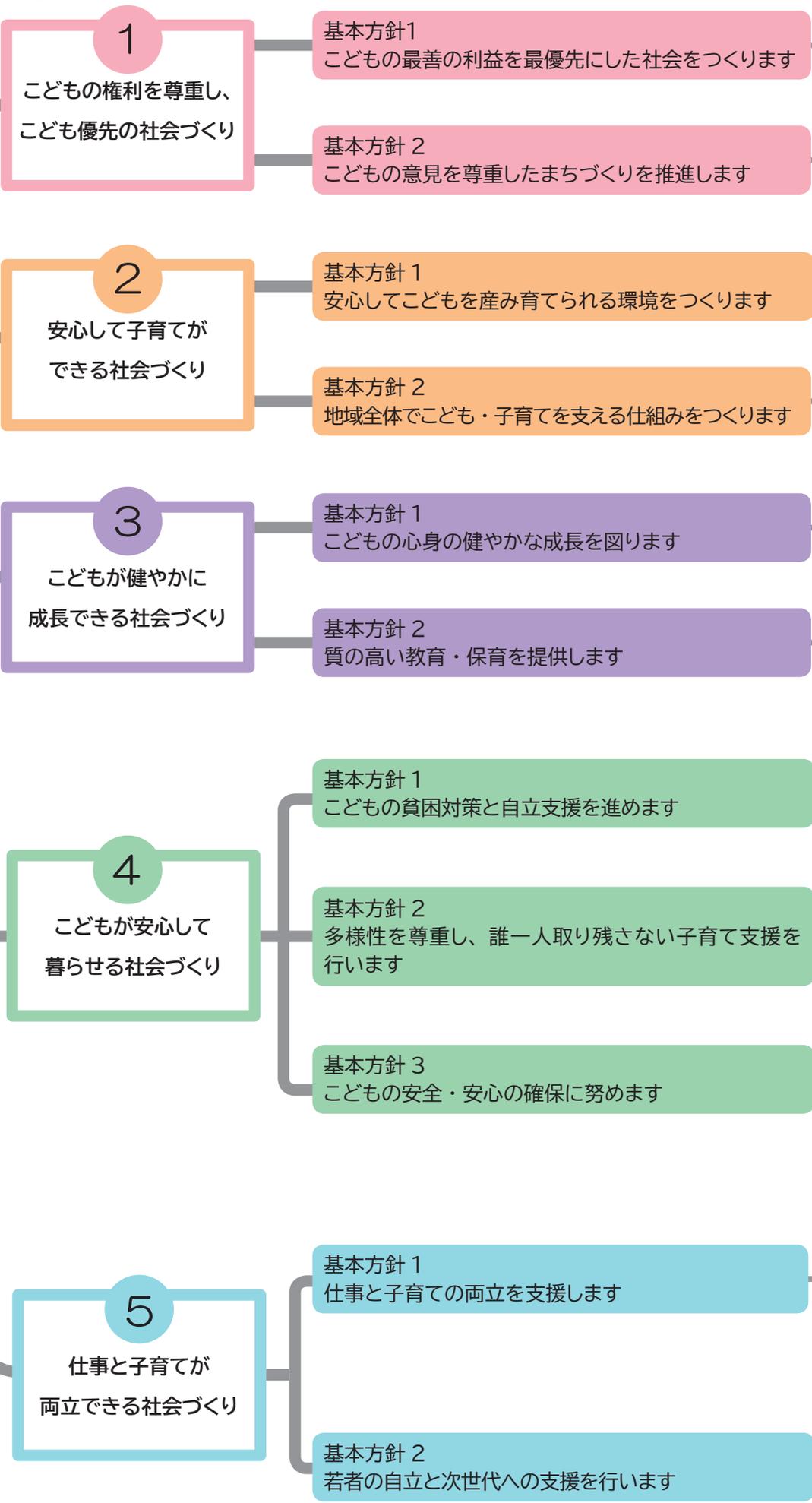
企業や事業所における育児休業や短時間勤務制度の普及を促進するとともに、男性の育児休業取得や家事・育児への参画を推進し、さらに在宅勤務やフレックスタイムなど柔軟な働き方の導入を支援しながら、地域企業と連携して「子育てにやさしい職場環境」の整備を進めます。

### 基本方針2 若者の自立と次世代への支援を行います

高校生や大学生など若者世代に対するキャリア形成や就労支援を充実させ、結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解を促進し、安心して将来を描ける環境を整備するとともに、若者が地域活動に参画し自らの意見や力を活かして社会の一員として活躍できる仕組みを築きます。

# 施策体系

すべての子どもが自分らしく輝けるまち



(1) こどもを権利の主体として尊重

(2) こどもが安全・安心に生活し自己の可能性を伸ばせる環境の整備

(1) こども自身がまちづくりや学校生活に意見を反映できる機会の確保

(2) こどもの声を政策や計画に反映する仕組みの整備

(1) 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援

(2) 経済的負担の軽減（保育料、医療費助成など）

(1) 地域の子育て支援拠点・交流の場の整備

(2) NPO・ボランティア・企業等との協働による支援体制

(1) 発達に応じたきめ細かな支援

(2) 食育・運動習慣の定着

(1) 保育所・認定こども園等の機能強化と連携

(2) 質の高い教育・保育の提供

(1) 経済的困難を抱える家庭のこどもに対して学習支援・就学援助・居場所づくりのサポート

(2) 保護者の就労・生活支援、相談体制の充実

(3) 地域・教育・福祉が連携し、包括的な支援

(1) 障がい、外国籍、ひとり親、経済的困難家庭などへの配慮

(2) 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 通学路や遊び場の安全対策

(2) ネット・ゲーム依存、SNSトラブルへの対応

(3) 災害時におけるこどもや子育て家庭への支援体制

(1) 企業・事業所における育児休業取得や短時間勤務制度の普及促進

(2) 男性の育児休業取得や家事・育児参画の推進

(3) 在宅勤務・フレックスタイムなど柔軟な働き方の導入支援

(4) 町内企業等と連携した子育てにやさしい職場環境づくり

(1) 高校生や大学生など若者世代に対するキャリア形成・就労支援

(2) 結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解促進と支援施策

(3) 若者の地域活動参画を促進し、社会的自立を後押しする仕組みづくり

### 3 基本施策と取組み

#### 1 こどもの権利を尊重し、こども優先の社会づくり

##### 基本方針1 こどもの最善の利益を最優先にした社会をつくります

こどもは現在と未来をつなぐかけがえのない存在であり、一人ひとりが尊重され、安心して成長できる環境を保障することは、社会全体の責務です。とりわけ成長発達の過程にあるこどもにとって、今この時期に受ける保護や支援は、後から取り戻すことのできない極めて重要なものです。そのため、すべての施策や取組みにおいて「こどもの最善の利益」を最優先に位置づけることが不可欠です。

また、この考え方は、国が制定した「こども基本法」に明記されている基本理念や、国の最上位計画である「こども大綱」と軌を一にするものです。国の方針に整合しつつ、地方自治体として地域の実情に即した取組みを推進することで、こどもが安全・安心の中で心身ともに健やかに成長し、自らの権利を尊重されながら未来を切り開いていくことができる社会の実現をめざします。

##### 基本施策（1）こどもを権利の主体として尊重

本町では「こどもの権利を尊重する」という目的を達成するため、アンケートやヒアリングなどを通じてこどもの意見を町政に反映する仕組みを整えていきます。また、こどもへの虐待の未然防止や、困難を抱える家庭への支援に取組み、「こどもの権利侵害からの保護」を図っていきます。さらに、放課後児童クラブや児童育成支援拠点事業の充実を図り、こどもが安心して過ごせる居場所の確保に努めていきます。障がいや発達に特性を持つこどもに対する通園支援や療育についても、引き続き充実させ、一人ひとりの成長を支える体制を構築していきます。

加えて、家庭の事情により日常的に家族の介護や世話を担う可能性がある、いわゆるヤングケアラーへの支援にも取り組んでいきます。学校や関係機関と連携してこどもの状況を早期に把握し、家事支援や外部サービスとの調整などを行うことで、こどもの負担を軽減し、学習や日常生活への支障を防ぐ体制を整備していきます。また、学校や地域・各種関係機関と連携し、いじめや虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、相談体制の充実や見守りを強化し、こどもが安心して声を上げられる環境づくりを進めていきます。

これらの取組みを通じて、本町は今後もこどもの最善の利益を最優先に考え、こどもが安心して成長できる社会づくりを推進していきます。

### 【具体的な取組み】

#### ・ こどもの意見反映の仕組みづくり

町が実施するアンケートやヒアリングなどの意識調査を通じて、こどもの声や保護者の意見を計画や施策に反映します。

#### ・ 障がい児を支援する事業

発達に特性や課題を持つこどもに対して、療育や支援を行い、健やかに成長する権利を保障します。

#### ・ こども家庭センター等による子育て支援

妊産婦・子育て家庭・こどもからの相談に応じるとともに、サポートプランを活用して対象者と一緒にニーズ・目標・支援内容等を話し合い、各家庭の状況に応じた支援を継続的に実施します。

#### ・ ヤングケアラーへの支援

家庭の事情により家族の介護や家事を担う可能性のあるこどもについて、学校や関係機関と連携して早期に状況を把握します。こども家庭センターと教育機関が連携し、必要に応じて家事支援や外部サービスとの調整を行うことで、こどもの負担軽減と学習・生活への支障を防ぐ支援体制を整備します。

#### ・ いじめへの対応

学校や関係機関と連携し、いじめの未然防止や早期発見に努めます。こどもや保護者が相談しやすい体制を整備するとともに、状況に応じた適切な支援や見守りを行い、こどもが安心して学校生活を送れる環境づくりを進めます。

#### ・ 虐待の防止

こども家庭センター等を中心に、関係機関と連携し、虐待の未然防止や早期対応に取り組めます。相談体制の充実や見守りの強化を図り、必要に応じて適切な支援につなぐことで、こどもの権利侵害からの保護を行います。

### 基本施策（2） こどもが安全・安心に生活し自己の可能性を伸ばせる環境の整備

こどもが日々の生活の中で安心して過ごし、安全に成長できるよう、地域全体で環境整備を進めます。通学路や遊び場の安全対策、防災体制の強化、インターネットやスマートフォンの適切な利用に関する啓発を推進し、こどもの生活を守ります。

また、放課後児童クラブなどの居場所づくりを充実させることで、こどもが多様な体験を通じて自己の可能性を伸ばせる環境を保障します。さらに、困難を抱える家庭のこどもに対しては、居場所や学習・食の支援を提供し、すべてのこどもが将来に向けて健やかに成長できるよう整備します。

**【具体的な取組み】****・地域子育て支援拠点との連携強化**

異年齢交流や体験活動を通じて、こどもが主体的に学び、社会性を育む機会を提供します。

**・児童育成支援拠点事業（居場所・学習・食の支援）**

経済的困難や養育環境に課題を抱える家庭のこどもに対し、安全な居場所を確保し、学習支援や食の提供を整備します。

**・通学路や遊び場の安全対策**

交通安全、防犯、施設点検を実施し、こどもが安心して生活・遊びができる環境を整備します。

**・災害時のこども支援体制の整備**

避難所運営において、こどもや子育て家庭に配慮した支援を行います。

**・インターネット、スマホ等に関する啓発**

ネット依存やSNS等のトラブル防止のため、学校や地域、家庭と連携して啓発活動を推進します。

**・こどものメンタルヘルス支援の充実**

学校のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、こどもが抱える不安や悩みに早期に対応できる相談体制を整備します。自己肯定感の向上につながる学級・学校での取組みや、ストレス対処法、コミュニケーション力を育む教育を推進し、心の健康を支える環境をつくります。

**・ピアサポート活動の導入の促進**

こどもが仲間と支え合い、悩みや気持ちを安心して共有できるピアサポートの仕組みを居場所づくりの中に取り入れます。地域の居場所や放課後児童クラブ等において、異年齢交流や協働活動を組み合わせ、自己肯定感の向上と孤立の防止に効果的に働く環境づくりを進めます。

**・若者交流拠点の整備**

若者が安心して立ち寄り、仲間づくりや相談ができる交流拠点（イベント・交流スペース）を町内に確保します。地域団体・企業・その他関係機関等と連携し、興味関心に応じた活動やイベントを通じて、若者の孤立防止と地域参画を促進します。

## 基本方針2 こどもの意見を尊重したまちづくりを推進します

こどもは自らの権利を持つ主体であり、町の将来を担う大切な存在です。その健やかな成長を保障するためには、大人が一方向的に支援を与えるだけでなく、こども自身の声に耳を傾け、意思を尊重することが必要です。こどもが自分の考えや希望を表現し、それが地域の施策や環境づくりに反映されることで、自己肯定感や社会への信頼感が育まれます。また、こどもが参画する経験は、主体性や協働性を育て、将来にわたって地域社会の一員として生きる力につながります。そのため、こどもの意見を尊重し、施策や計画に反映する仕組みを整えることは、持続可能で包容力のある地域づくりに不可欠です。

### 基本施策（1）こども自身がまちづくりや学校生活に意見を反映できる機会の確保

こどもが自らの考えや意見を表現し、それを地域のまちづくりや学校生活に反映できるようにすることは、こどもを権利の主体として尊重する上で欠かせません。本町では、アンケート調査やヒアリングなどを通じて、こどもの声を施策や計画に活かす取組みを進めています。また、学校においても、話し合いの場を大切にし、日常生活や学校運営にこどもの意見が反映される仕組みを整えています。こうした取組みにより、こどもは自分の意見が尊重されていると実感し、主体性や社会参加意識を育むことができます。さらに、地域全体でこどもの声を受け止める文化を育てることは、持続可能で包容力のあるまちづくりにつながります。

#### 【具体的な取組み】

##### ・こども、保護者アンケートの実施

計画策定や見直し時、また必要に応じてアンケートを行い、こどもや保護者の意見を事業や施策に反映します。

##### ・ヒアリングや意見交換会の開催

こどもや若者がまちづくりや地域活動に関する意見を直接述べられる場を設け、計画や事業に活かします。

##### ・学校生活における意見表明の機会確保

学校において、話し合いの場を整備し、学校運営や生活改善にこどもの意見を反映します。

## 基本施策（2） こどもの声を政策や計画に反映する仕組みの整備

こどもや保護者の声を的確に把握し、町の政策や計画に反映していくことは、こどもを権利の主体として尊重する上で重要です。本町では、こどもアンケートやヒアリングなどを通して、こどもや保護者の意見やニーズを継続的に収集します。こうした仕組みを整備することで、こどもや保護者の日常生活に根ざした思いや課題を施策に反映させ、より実効性のある子育て支援や教育環境の整備につなげます。また、こどもが自らの意見が社会に反映される経験を積むことは、主体性や社会参画意識を育てることにもつながります。行政と地域、そしてこども自身が協働することで、持続可能で包容力のあるまちづくりを推進します。

### 【具体的な取組み】

#### ・ 計画策定、見直し時の参画機会の確保

「子ども・子育て支援事業計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたり、アンケートや懇談会を通じてこどもや保護者の意見を計画に反映します。

#### ・ ワークショップや意見交換会の実施

児童生徒や保護者が参加できるワークショップを開催し、まちづくりや子育て環境に関する意見を直接聞く機会を整備します。

#### ・ 学校を通じた意見の収集

学校生活に関する児童生徒アンケート等を通じて、学習環境や生活改善のための声を集めます。

#### ・ 政策反映と結果のフィードバック

集めた意見を具体的な政策に反映するとともに、その結果をわかりやすく町民に公表し、町政の透明性を高めます。

**基本方針1 安心して子どもを産み育てられる環境をつくります**

少子化が進行する中で、安心して子どもを産み育てられる環境を整えることは、地域の持続的な発展にとって不可欠です。妊娠・出産・子育ての各段階においては、経済的な負担や育児不安、孤立感など、保護者が直面する課題が多様化しています。これらの課題を放置すると、出産や子育てをためらう要因となり、町全体の活力低下にもつながります。そのため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、家庭が安心して子どもを育てていける環境をつくることが求められています。こうした取組みは、子どもの健やかな成長を保障するとともに、次世代を育む地域社会の基盤を強化するものです。

**基本施策（1）妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援**

本町では、妊娠期から子育て期まで一貫した支援を行うため、こども家庭センターを中核とした支援体制を整備しています。妊産婦・子育て家庭・こどもからの相談に応じるとともに、サポートプランを活用して対象者と一緒にニーズ・目標・支援内容等を話し合い、各家庭の状況に応じた支援を継続的に実施します。

また、妊婦健康診査費用の助成や産後ケア事業などを通じて、妊娠・出産期の安心を支えます。さらに、乳児家庭全戸訪問事業や育児相談の充実により、出産後の不安解消と孤立防止を図ります。加えて、妊婦のための支援給付交付金を支給することで、経済的・心理的負担の軽減を進めます。

これらの取組みを通じて、母子保健事業から乳幼児健診、予防接種に至るまで、切れ目のない支援体制を確立し、安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

**【具体的な取組み】****・こども家庭センター・母子保健による妊娠から子育てまでのワンストップ支援  
（妊婦等包括相談支援事業）**

妊産婦・子育て家庭・こどもからの相談に応じるとともに、妊娠期から保健師等が家庭状況を把握し、必要なサポートプランを作成・活用して対象者と一緒にニーズ・目標・支援内容等を話し合い、各家庭の状況に応じた支援を継続的に実施します。

- ・ **妊婦一般健康診査費助成**

妊婦が安心して健診を受けられるよう費用を助成し、母子の健康を守ります。

- ・ **乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）**

出産後の全ての家庭を訪問し、母子の健康や育児不安を把握し、必要な支援へつなげます。

- ・ **産後ケア事業**

医療機関や助産師と連携し、母体回復や授乳・育児への支援を提供します。

- ・ **子育て世帯訪問支援事業**

家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止します。

- ・ **子育て短期支援事業（ショートステイ）**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、一時的に施設等でその児童を預かり、必要な保護を行います。

## 基本施策（2） 経済的負担の軽減（保育料、医療費助成など）

こどもを安心して産み育てていくためには、家庭の経済的な負担を軽減することが重要です。本町では、国の制度と連動して3歳から5歳までの保育料の無償化を進めるとともに、0歳から2歳児を対象とした利用者負担の軽減を行い、保護者の負担を和らげています。

また、子育て支援医療費助成制度により18歳までの医療費を助成し、こどもが必要な医療を安心して受けられる体制を整えています。さらに、出産・子育ての支給や、ひとり親家庭への生活・就労支援などを通じて、経済的な理由でこどもの育ちが妨げられることのないようにサポートしていきます。

これらの取組みにより、すべての家庭が安心してこどもを産み育てられる環境づくりを推進します。

### 【具体的な取組み】

- ・ **保育料の軽減・無償化の継続**

国の制度に基づき、3歳から5歳までの保育料を無償化し、0歳から2歳についても所得要件に応じた軽減による支援を行います。

- ・ **副食費の助成**

保育所・認定こども園等に通園している1号・2号の保護者で、副食費を納めている方に対し、助成を行います。

- ・ **給食費の無償化**

町内の公立小中学校に在学している児童生徒の給食費の無償化を引き続き行っていきます（町外や私立の学校等に通学する児童・生徒は償還で対応します）。

- ・ **子育て支援医療費助成制度**

18歳までの医療費を助成し、家庭の経済的な負担を軽減します。

- ・ **妊婦のための支援給付交付金**

妊娠時から妊産婦に寄り添い、また給付金を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

- ・ **ひとり親家庭への支援**

就労支援や生活支援制度を通じて、ひとり親家庭のこどもの健やかな成長を支えます。

- ・ **不妊治療への支援**

不妊治療を希望する夫婦が安心して治療に取り組める環境を整えることを目的として、不妊治療費の助成を行います。

## 基本方針2 地域全体でこども・子育てを支える仕組みをつくります

こどもと子育て家庭を取り巻く課題は、家庭だけで解決できるものではなく、地域全体で支える体制が不可欠です。核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中で、保護者の孤立や子育て不安が増加しており、家庭が抱える負担を社会全体で分かち合う仕組みが求められています。地域の人々や団体、企業、行政が連携し、居場所づくりや相談体制、学習・体験活動の機会を提供することにより、こどもは安心して成長し、保護者も安心して子育てに取り組むことができます。こうした地域ぐるみの取組みは、こどもの健やかな発達を保障するとともに、住民同士の絆を深め、持続可能な地域社会の形成につながります。

### 基本施策（1）地域の子育て支援拠点・交流の場の整備

こどもを安心して育てるためには、家庭だけでなく地域の中に気軽に集える居場所や相談できる場があることが大切です。本町では、子育て支援センターの整備や地域子育て支援拠点や児童館などを活用し、保護者とこどもが交流できる機会を提供します。これにより、子育て家庭の孤立を防ぎ、保護者同士のつながりを広げるとともに、子育てに関する情報や相談を身近に受けられる環境を整えます。さらに、地域のボランティア等とも連携し、地域全体でこどもと家庭を支える体制を築きます。

#### 【具体的な取組み】

##### ・子育て支援センターの整備

雨天や炎天下でも屋内の広いスペースで遊べる、好奇心や想像力を育てる場としての各種機能を備えた子育て支援センターの整備を行います。

##### ・地域子育て支援拠点事業の充実

町内3つの認定こども園等を拠点として、保護者とこどもが安心して集い交流できる場を提供します。

##### ・児童館の活用

乳幼児から学齢期のこどもまでを対象に、遊びや交流の機会を提供します。

##### ・ボランティア団体等との連携

地域のボランティア団体等と協働し、保護者同士のつながりづくりや育児不安の解消を図ります。

##### ・ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい家庭と、援助できる人をつなぎ、地域ぐるみで子育てを支える仕組みを整備します。

### ・世代間交流の推進

高齢者や地域住民、こども、保護者が交流できる機会を創出し、地域の子育て力を高めます。

## 基本施策（2）NPO・ボランティア・企業等との協働による支援体制

こどもと家庭を取り巻く課題は多様化しており、行政だけでなく地域全体で支える仕組みが必要です。本町では、NPOやボランティア団体、企業などと協働し、子育て家庭を支援する体制を整備します。地域子育て支援拠点等においては、ボランティアや団体の協力を得て、保護者とこどもが安心して集い交流できる場を提供します。また、企業と連携した働き方改革やワーク・ライフ・バランス推進を進め、子育てと仕事の両立を後押しします。さらに、地域資源を活かした体験活動や学習支援を展開し、こどもが多様な体験を通じて成長できる環境を整えます。こうした官民連携の取組みにより、誰もが安心してこどもを育てられる地域社会を実現します。

### 【具体的な取組み】

#### ・企業との協働によるワーク・ライフ・バランス推進

町内企業等と連携し、育児休業や働き方改革の普及を進め、仕事と子育ての両立を後押しします。

#### ・地域資源を活かした体験活動の実施

地域団体等の協力を得て、自然体験や文化活動など、こどもの豊かな成長を支える体験機会を創出します。

## 3

## こどもが健やかに成長できる社会づくり

## 基本方針1 こどもの心身の健やかな成長を図ります

こどもが心身ともに健やかに成長することは、将来にわたり社会の担い手として活躍する基盤となります。近年、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しており、生活習慣の乱れや運動不足、食生活の偏り、さらにはストレスや孤立感といった心の健康に関する課題も指摘されています。これらの課題を放置すると、こどもの健全な発達が妨げられ、学びや社会参加の機会を十分に活かすことができなくなります。そのため、乳幼児健診や予防接種、食育や運動習慣の定着、こころの健康相談などを通じて、町全体でこどもの健康を見守り、成長を保障することが不可欠です。こうした取り組みは、こども一人ひとりの可能性を伸ばすとともに、地域社会の持続的な発展を支える基盤となります。

## 基本施策（1）発達に応じたきめ細かな支援

こどもの発達には個人差があり、それぞれの成長段階や特性に応じた支援が必要です。本町では、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業を通じて発達の状況を確認し、気になる点が見られる場合には早期に相談や専門機関につなげる体制を整えています。

また、発達相談や療育支援を充実させることで、こども一人ひとりが自分の力を発揮できるようきめ細かなサポートを行います。さらに、障がいがあるこどもや特別な配慮が必要なこどもに対しては、通園支援や就学時の支援につなげるなど、切れ目のない支援を推進します。これらの取り組みを通じて、すべてのこどもが健やかに成長し、将来に向けて自分らしく生きていける環境を作ります。

## 【具体的な取り組み】

## ・乳幼児健診

特定の時期に健康診査を行い、成長・発達の評価を保護者とともに確認し、必要な支援を行います。

## ・定期予防接種

乳幼児期に必要な定期予防接種について、予防接種法に基づき公費負担で実施し、感染症の予防とこどもの健やかな成長を支援します。

## ・発達相談の実施

保健師や専門職が保護者の相談に応じ、こどもの発達などに関する不安や課題にきめ細かく対応します。

### ・療育支援の充実

発達に課題のあるこどもを対象に、療育機関との連携や専門的支援を行い、生活や学びの基盤を整えます。

### ・就学支援への橋渡し

就学時に必要な支援情報を小学校と共有し、スムーズな教育環境への移行を支えます。

## 基本施策（2）食育・運動習慣の定着

こどもが健やかに成長するためには、幼少期から望ましい食習慣と運動習慣を身につけることが重要です。本町では、保育所や認定こども園等、学校において年齢に応じた食育活動を行い、バランスのとれた食生活や地場産食材への理解を深めています。

また、家庭とも連携し、食育だよりや広報誌を通じて食育を推進しています。さらに、体育や遊びを通じた体力づくりを充実させるとともに、地域行事やスポーツ活動を活用して、家族ぐるみで体を動かす機会を提供しています。これらの取り組みにより、こどもが将来にわたって健康的な生活習慣を確立できるよう支援します。

### 【具体的な取り組み】

#### ・保育所・認定こども園等・学校での食育の推進

年齢に応じた食育プログラムを実施し、望ましい食習慣を育みます。

#### ・家庭やボランティア等と連携した食育活動

食育だよりや広報誌、ボランティアの協力を通じて、家庭でもバランスのよい食生活が実践できるよう情報提供を行います。

#### ・地場産食材を活用した給食の提供

地産地消を推進し、地域の食文化に親しむとともに健全な食習慣を育てます。

#### ・生活習慣病予防を見据えた健康教育

幼少期から望ましい食習慣・生活習慣を身につけることで、将来の健康リスクを低減します。

#### ・体力づくり・運動習慣の推進

保育所や認定こども園等、学校における体育活動や遊びを充実させ、こどもの体力向上を図ります。

#### ・地域や家庭と連携した運動習慣の定着

地域行事やスポーツ活動を通じて、家族ぐるみで体を動かす機会を提供します。

## 基本方針2 質の高い教育・保育を提供します

こどもが健やかに成長し、将来にわたって自立した社会生活を営むためには、安心して保育を受けられる環境や小学校就学を見据えた教育が必要です。

家庭や地域の子育て環境が多様化する中で、保育所や認定こども園等には、単に保育の場としての役割にとどまらず、教育的機能が求められています。

また、保護者の就労形態の変化や生活スタイルの多様化に伴い、柔軟で質の高い保育サービスの提供はますます重要となってきています。さらに、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を図ることで、こどもの学びの連続性を保障し、自己の可能性を伸ばす基盤を整えることができます。そのため、教育・保育の質を高め、施設間や地域との連携を強化することが求められています。

### 基本施策（1）保育所・認定こども園等の機能強化と連携

本町では、保育所や認定こども園等の機能を強化し、教育と保育の質の向上を図っています。保育の必要性に応じて定員を確保し、待機児童の発生を防ぐとともに、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など多様なニーズに対応できる体制を整備しています。また、小学校との連携を深め、就学前から就学後への円滑な接続を推進します。さらに、職員研修の充実を通じて専門性を高めるとともに、地域子育て支援との一体的な取組みを進めることで、地域全体でこどもの成長を支える仕組みを整えます。

#### 【具体的な取組み】

##### ・認定こども園等の充実

教育と保育を一体的に提供できる体制を強化します。

##### ・待機児童ゼロの継続

認定区分（1号・2号・3号）ごとの利用希望の把握を行い、必要な利用定員を確保し、待機児童ゼロを維持します。

##### ・延長保育・一時預かり保育の充実

保護者の多様な就労形態やライフスタイルに対応し、柔軟な保育サービスを提供します。

##### ・病児・病後児保育の実施

こどもの病気回復期または回復に至らない時に利用できる保育を実施し、保護者が安心して就労を継続できる環境を提供します。

##### ・保育所・認定こども園等と小学校との連携強化

保育所・認定こども園等と小学校が連携し、就学前から就学後への円滑な接続を図ります。

- ・ **保育所・認定こども園等の定員拡大**

保育所・認定こども園等に対して、保育ニーズに対応した保育士の確保や定員の拡大を必要に応じて依頼していきます。

- ・ **保育の質向上のための研修充実**

保育士に対する研修を推進し、教育・保育の質の向上を図ります。

- ・ **地域子育て支援との一体的推進**

教育・保育施設が地域の子育て家庭を支援する拠点として、子育て相談や交流の場を提供します。

## 基本施策（2）質の高い教育・保育の提供

本町では、保育所や認定こども園等の機能を充実させ、保育士や職員の専門性を高めることで、教育・保育の質の向上を図ります。また、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など多様なニーズに対応できる柔軟な受け入れ体制を提供します。さらに、発達に特性のあるこどもへの支援を充実させ、誰一人取り残さない教育・保育を推進します。加えて、就学前教育と小学校教育の円滑な接続を進めるとともに、地域の子育て支援拠点との連携を深め、地域全体でこどもの学びと育ちを支える仕組みを整えます。

### 【具体的な取組み】

- ・ **教育・保育の質向上のための研修と人材育成**

保育士等の専門性を高めるため、研修やスキルアップを推進します。

- ・ **インクルーシブ教育・保育・特別な配慮が必要なこどもの支援**

発達に特性のあるこどもに適切な支援を行い、誰一人取り残さない教育・保育を推進します。

- ・ **幼保小連携・学びの接続**

保育所・認定こども園等と小学校の接続を強化し、学びの連続性を確保します。

**基本方針1 こどもの貧困対策と自立支援を進めます**

こどもの貧困対策と自立支援は、経済的な困難がこどもの成長や学びの機会を制限し、将来の進路や自立に影響を及ぼすことを防ぎ、貧困の連鎖を断ち切るために必要です。家庭の経済状況によって教育や体験の格差が広がれば、こどもが持つ本来の可能性を十分に発揮できなくなり、世代を超えて貧困が連鎖する恐れがあります。そのため、学習支援や居場所づくり、生活や就労支援を通じて家庭を支え、こどもが安心して成長し将来に希望を持てる環境を整えることが重要です。

**基本施策（1）経済的困難を抱える家庭のこどもに対して学習支援・就学援助・居場所づくりのサポート**

経済的困難を抱える家庭のこどもへの学習支援・就学援助・居場所づくりは、家庭の状況に左右されずに安心して学び、成長できる環境を整えるために必要な取組みです。学習支援や就学援助によって教育の機会を保障するとともに、放課後の居場所や交流の場を確保することで、こどもの孤立を防ぎ、心身の健やかな成長を支える環境を整えます。

**【具体的な取組み】****・就学援助制度の充実と周知**

学用品費や給食費などの援助制度を適切に運用し、対象となる家庭に周知を徹底して、経済的負担を軽減します。

**・こども食堂やこどもの居場所づくり**

地域住民やNPOと連携し、安心して過ごせる「こどもの居場所」を整備するとともに、食事の提供や交流活動を支援します。

**・ひとり親家庭や多子世帯への支援**

ひとり親家庭や多子世帯に対して生活支援や相談体制を強化し、こどもが安心して学べる家庭環境を整えます。

## 基本施策（2）保護者の就労・生活支援、相談体制の充実

保護者の就労支援や生活支援、相談体制の充実を図ることは、家庭の安定を支え、こどもが安心して成長できる環境を整えるために必要です。就労支援や職業訓練を通じて経済的自立を後押しするとともに、生活に関する不安や悩みを気軽に相談できる窓口を設けることで、保護者を継続的に支援し、こどもの健やかな育ちにつなげます。

### 【具体的な取組み】

#### ・ 就労支援の推進

ハローワークや県の就労支援機関と連携し、保護者の就労相談や求人情報の提供を行い、安定した雇用の確保を支援します。

#### ・ 職業訓練・再就職支援

子育て期の保護者が再就職やキャリア形成を図れるよう、職業訓練やスキルアップの機会を周知し、活用を促します。

#### ・ ひとり親家庭等への重点支援

児童扶養手当や生活支援制度の適切な運用を図り、ひとり親家庭を支援するとともに、経済的困難を抱える家庭を重点的に支援します。

#### ・ 相談窓口の整備と周知

こども家庭センターを中心に、生活・子育てに関する相談をワンストップで受け付け、必要に応じて福祉や教育、医療機関と連携して対応します。

生活に困難を抱える家庭に対して、保健師等が継続的に寄り添いながら支援を行い、孤立防止や自立促進につなげます。

### 基本施策（3）地域・教育・福祉が連携し、包括的な支援

地域・教育・福祉が緊密に連携し、教育現場での気づきや地域における見守りを福祉の専門的支援につなげることで、こどもや家庭の課題を早期に発見し、必要な支援につなげていきます。これにより、学習や生活、健康、経済など多面的な課題に対して切れ目のない支援を実現し、こどもと家庭が安心して暮らし、成長できる地域づくりを進めます。

#### 【具体的な取組み】

##### ・ こども家庭センターによる継続的支援

妊産婦・子育て家庭・こどもからの相談に応じるとともに、サポートプランを活用して対象者と一緒にニーズ・目標・支援内容等を話し合い、各家庭の状況に応じた支援を継続的に実施します。

##### ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用

学校現場で把握されたこどもの課題について、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、福祉（こども家庭センター）や地域とも連携しながら、学習や生活面の困難に包括的に対応します。

##### ・ 地域による見守り体制の整備

民生委員や主任児童委員、地域ボランティアと協力し、家庭やこどもの状況を把握し、早期支援につなげます。

##### ・ 関係機関の情報共有

教育、福祉、医療、地域団体で、支援が必要な家庭やこどもの情報を共有します。

##### ・ 相談支援窓口の周知とアクセス向上

安心して相談できる窓口を広く周知し、誰もが気軽に支援を求められる体制を整えます。

## 基本方針2 多様性を尊重し、誰一人取り残さない子育て支援を行います

こどもや家庭を取り巻く状況は多様化しており、障がいの有無や国籍、家庭の形態や経済状況などによって、それぞれが抱える課題や必要とする支援は異なります。こうした違いを考慮しない一律の支援では、支援を必要とする家庭に支援が届かず、こどもの健やかな成長の機会が損なわれるおそれがあります。そのため、多様性を尊重し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行うことが重要です。誰一人取り残さない子育て支援を実現することで、すべてのこどもが安心して育ち、将来に向けて自分の力を発揮できる社会をつくることができます。また、この取組みは地域全体の包容力を高め、持続可能なまちづくりにもつながります。

### 基本施策（1）障がい、外国籍、ひとり親、経済的困難家庭などへの配慮

本町では、障がいがあるこどもや発達に特性のあるこども、外国籍の家庭、ひとり親家庭、経済的に困難を抱える家庭など、特別な配慮を必要とする人たちへの支援を重視しています。障がいがあるこどもには、通園支援や療育の充実を通じて発達に応じた支援を行います。外国籍家庭には、多言語での情報提供や相談支援を進め、安心して子育てができる環境を整えます。ひとり親家庭に対しては、生活支援や就労支援を充実させ、安定した子育てを後押しします。さらに、保育料や医療費の助成などの支援を通じて、こどもの健やかな育ちを保障します。これらの取組みを通じて、誰もが安心してこどもを育てられる地域社会を実現します。

#### 【具体的な取組み】

##### ・障がい児を支援する事業の実施

障がいや発達に特性があるこどもに対して、通園による療育や生活支援を行い、健やかな成長を支えます。

##### ・発達相談・専門機関との連携

乳幼児健診や相談事業を通じて発達の課題を早期に把握し、必要に応じて専門機関につなぎます。

##### ・外国籍家庭への情報提供

母子保健や子育てに関する情報を子育てアプリ等で多言語で提供し、外国籍家庭が安心して子育てできる環境を整えます。

##### ・日本語指導・学習支援の実施

学校等と連携し、日本語習得や学習への参加を支援します。

- ・ **ひとり親家庭への支援**

児童扶養手当や医療費助成を通じて、ひとり親家庭の生活を支えます。また、就労相談や生活支援を行い、安定して子育てができるように後押しします。

- ・ **保育料の無償化**

3歳～5歳の保育料無償化に加えて、所得状況等に応じて、0歳～2歳時の保育料無償化を行い、子育て家庭を支援します。

- ・ **副食費の助成**

保育所・認定こども園等に通園している1号・2号の保護者で、副食費を納めている方に対し、助成を行います。

- ・ **子育て支援医療費助成制度の実施**

18歳までの医療費を助成し、家庭の経済的な負担を軽減します。

- ・ **子育て支援センターの整備**

雨天や炎天下でも屋内の広いスペースで遊べる、好奇心や想像力を育てる場としての各種機能を備えた子育て支援センターの整備を行います。

- ・ **地域子育て支援拠点事業の充実**

町内3つの認定こども園等を拠点として、保護者とこどもが安心して集い交流できる場を提供します。

- ・ **児童育成支援拠点事業**

養育環境や学校に課題を抱える児童やその家庭に対して、居場所となる場を提供し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供などの環境を整備します。

## 基本施策（2）男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての人が性別にかかわらず尊重され、安心して暮らし働ける社会を実現するためには、男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランスの確立が欠かせません。本町では、家庭生活における家事・育児・介護の負担を男女がともに担い合える環境づくりを進めるとともに、働きながら安心して子どもを育てられる仕組みを整備します。また、企業や地域団体と連携し、働き方の見直しや柔軟な勤務体制の普及を促進し、誰もが仕事と生活を調和させながら自分らしく生きられる社会を目指します。さらに、町民一人ひとりの意識啓発を行い、性別に基づく固定的な役割分担意識を解消することで、男女がともに参画し支え合う地域づくりを推進します。

### 【具体的な取組み】

#### ・意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現に向けた講演会開催やその周知を行い、町民の男女共同参画に対する意識を高めます。

#### ・固定的な性別役割分担意識の解消

広報誌や啓発資料を通じて、家事・育児・介護を男女が共に担う社会づくりを進めます。

#### ・子育てと仕事の両立支援

保育所・認定こども園等・放課後児童クラブ・一時預かり保育などの充実により、働きながら安心して子どもを育てられる環境を提供します。

#### ・育児・介護休業制度の普及啓発

企業や事業者に対して、育児休業・介護休業制度の利用促進や職場環境整備を支援します。

#### ・多様な働き方の推進

テレワークや短時間勤務など、多様で柔軟な働き方を推進し、家庭と仕事の両立を支援します。

#### ・女性の社会参画の推進

各種審議会や地域活動に女性が積極的に参画できるよう、登用促進などを進めます。

#### ・男女共同参画の推進における官民連携

企業や地域団体と協力し、啓発イベント等を開催することで、性別にかかわらず参画できる環境を整備します。

## 基本方針3 こどもの安全・安心の確保に努めます

こどもは心身ともに成長の途上にあり、自ら危険を回避したり、状況を判断したりする力が十分に備わっていません。そのため、社会全体でこどもの安全と安心を確保することは、こどもの健やかな成長と発達を支える上で不可欠です。災害や事故、いじめや虐待などからこどもを守り、安心できる環境を整えることは、こどもが本来持つ力を伸ばし、未来に希望をもって生きていく基盤をつくります。こどもの安全・安心が確保されてこそ、家庭や地域、学校は互いに信頼し合い、こどもを中心にした豊かな社会づくりが可能になります。

### 基本施策（1）通学路や遊び場の安全対策

通学路や遊び場は、こどもたちが日常的に利用する大切な生活空間であり、その安全性を確保することは地域全体の責務です。交通事故防止のための歩道整備や見守り体制、防犯上の死角を減らす照明や防犯カメラの設置、災害時の避難経路の点検など、総合的な対策を進めることが求められます。また、遊具の点検や施設管理を徹底することで、安心して遊べる環境を維持し、こどもの健やかな成長と社会性の発達を支えていきます。

#### 【具体的な取組み】

##### ・通学路の点検・改善

教育委員会・学校・警察・PTA・地域住民と連携して通学路点検を実施し、危険箇所の把握と改善を行います。

##### ・交通安全設備の整備

横断歩道やカーブミラーの設置・補修、歩道の段差解消やガードレール整備などを進め、安全な歩行空間を確保します。

##### ・見守り体制の強化

登下校時に地域ボランティアや保護者による見守り活動を推進し、不審者対策や事故防止に努めます。

##### ・防犯・防災対策

通学路沿いに街路灯や公園・駅周辺などに防犯カメラを設置し、安全・安心なこどもを取り巻く環境を整備します。

##### ・遊具の安全点検・修繕

公園などの遊具について、定期的に安全点検を実施し、破損や老朽化が見られる場合は速やかに修繕・交換します。

### ・バリアフリー化の推進

車いすやベビーカー利用にも配慮した遊具や通路を整備し、誰もが安心して利用できる環境を整えます。

### ・地域住民との協働管理

公園の清掃活動や安全チェックを地域と協働で行い、安心して利用できる「見守られた遊び場」を維持します。

## 基本施策（2） ネット・ゲーム依存、SNSトラブルへの対応

近年、子どもや若者の生活環境において、インターネットやゲーム、SNSの利用が日常化しています。その一方で、過度な利用による生活習慣の乱れ、依存傾向の深刻化、さらにはSNS上でのトラブルやいじめ、不適切な情報拡散などの課題が顕在化しています。これらは心身の健やかな発達や学習環境に悪影響を及ぼす可能性があるため、適切な予防策と支援体制が必要です。本町では、学校・家庭・地域が連携し、情報モラル教育の推進、専門機関との連携による相談・支援体制の強化、保護者への啓発活動などを通じて、子どもが安心してインターネットやデジタル機器を活用できる環境づくりに努めていきます。

### 【具体的な取組み】

#### ・情報モラル教育の推進

学校教育においては、授業や特別活動を通じてインターネットやSNSの適切な利用方法を指導するとともに、小中学生を対象にゲーム依存やSNSトラブルを題材とした教材を活用し、予防的な学習機会を設けます。

#### ・保護者・家庭への支援

保護者向け講習会や広報誌を通じてスマホ利用ルールづくり方や家庭での見守りの工夫を啓発し、さらにネット依存やSNSトラブルに関する最新の知識を提供することで、家庭と学校の連携強化を図ります。

#### ・相談・支援体制の整備

子どもや保護者が気軽に相談できる専門相談窓口を周知・活用するとともに、必要に応じて医療機関や専門支援機関と連携し、依存傾向のある子どもへの早期支援を行います。

#### ・地域や関係機関との連携

警察や教育委員会、地域団体と連携してSNSトラブルや不審者情報を共有し、地域全体での対応力を高めるとともに、デジタル時代に対応した新たな課題の協議と対策を進めます。

### 基本施策（3） 災害時におけるこどもや子育て家庭への支援体制

災害発生時には、こどもや子育て家庭が特に大きな影響を受けやすく、不安や負担が増大します。そのため、災害時においても安心して生活できるよう、適切な支援体制を整備することが重要です。避難所では、授乳やおむつ交換などに配慮した専用スペースを確保し、乳幼児や保護者が安心して過ごせる環境を提供します。また、粉ミルクや紙おむつなど、子育てに必要な物資を優先的に備蓄・配布する体制を整えます。さらに、災害時における心のケアを含めた相談体制を確保し、専門機関や関係団体と連携してこどもの心身の健康を守ります。これらの取組みを通じて、こどもと子育て家庭の安全と安心を守り、地域全体で支える仕組みを築いていきます。

#### 【具体的な取組み】

##### ・ 避難所での環境整備

避難所においては、授乳やおむつ交換に配慮した母子専用スペースやこども専用スペースを設け、こどもと保護者が安心して過ごせる環境を整備します。あわせて、避難所運営マニュアルにこどもや子育て家庭への対応方法を明記し、運営スタッフに周知徹底することで、災害時においても円滑で適切な対応ができる体制を整えます。

##### ・ 物資の優先的備蓄と配布

粉ミルクや紙おむつ、衛生用品など、こどもに特化した物資を平常時から計画的に備蓄します。災害時には、これらの物資を優先的にこどもや子育て家庭に配布できる体制を整え、必要な支援が途切れることなく行き届くようにします。

##### ・ 心身のケアと相談体制

避難所や支援拠点には、こどもや保護者が不安やストレスを抱えた際に気軽に相談できる窓口設置を検討します。さらに必要に応じて専門の相談員や医療機関、福祉機関と連携し、心のケアや健康支援を行うことで、災害時におけるこどもと家庭の心身の安定を守ります。

##### ・ 関係機関や地域との連携

保健師や民生委員、主任児童委員、子育て支援関係者と連携して、こどもや子育て家庭の状況を的確に把握し、支援が行き届くよう努めます。また、学校や保育施設と協力して災害時の情報共有体制を整備し、支援ニーズに迅速かつ適切に対応できる仕組みを築きます。

**基本方針1 仕事と子育ての両立を支援します**

仕事と子育ての両立を支援することは、安心して子どもを産み育てられる社会を実現するために不可欠です。家庭が安定して子育てに向き合えるようにするだけでなく、働く世代が安心してキャリアを継続できる環境を整えることで、少子化の克服や地域の持続的な発展にもつながります。また、男性も女性もともに家事・育児に参加できるようにすることで、家庭内の負担が公平に分担され、子どもにとってもより良い成長環境が確保されます。

**基本施策（1）企業・事業所における育児休業取得や短時間勤務制度の普及促進**

企業や事業所において育児休業の取得や短時間勤務制度を普及・定着させることは、子育て期の従業員が安心して仕事と家庭生活を両立できる環境を整えるために重要です。これにより、出産や育児による離職を防ぎ、キャリアの継続を支援するとともに、職場全体で子育てを応援する風土を醸成することにつながります。

**【具体的な取組み】****・事業所向け説明会・研修の実施**

育児休業制度や短時間勤務制度に関する最新の法制度や活用事例を紹介し、事業主や管理職の理解を促進します。

**・企業訪問・情報提供の強化**

町内事業所を訪問し、制度導入や活用のメリット、支援策を説明します。

**・広報誌、ホームページでの啓発**

育児休業取得事例や子育てにやさしい職場づくりの取組みを紹介し、地域全体に意識を広げます。

**・表彰認定制度の検討**

「子育てにやさしい企業」として模範的な取組みを行う事業所を表彰・紹介し、他の企業への波及を図ることを検討します。

**・相談体制の整備**

育児休業取得や働き方の工夫について、従業員や事業所が相談できる窓口を設置し、必要に応じて専門機関と連携します。

## 基本施策（2）男性の育児休業取得や家事・育児参画の推進

男性の育児休業取得や家事・育児への参画を推進することは、家庭における負担を分かち合い、子育てをより豊かなものにするとともに、男女がともに仕事と生活を両立できる社会の実現につながります。また、父親が積極的に子育てに関わることで、こどもの健やかな成長や親子の絆の深化にも寄与し、家庭と地域社会全体にとって大きな意義を持ちます。

### 【具体的な取組み】

#### ・父親向け子育て講座、交流会の開催

乳幼児との遊び方や家事・育児の分担方法を学べる講座や、父親同士が交流できる場を設けます。

#### ・広報や啓発活動の実施

広報誌や町ホームページを活用し、男性の育児休業取得や育児参画についての様々な情報を提供します。

#### ・企業への働きかけ

町内事業所に対し、男性の育児休業取得を促進する取組みを推奨し、経営者や管理職への意識啓発を行います。

#### ・子育てイベントへの父親の参加促進

親子体験事業や地域の子育てイベントにおいて、父親が積極的に参加できるような工夫を行います。

#### ・相談体制の整備

男性が気軽に子育てや家事分担について相談できる窓口を設け、必要に応じて専門機関と連携して対応します。

## 基本施策（3）在宅勤務・フレックスタイムなど柔軟な働き方の導入支援

在宅勤務やフレックスタイムなど、柔軟な働き方の導入を支援することは、仕事と子育ての両立を可能にし、従業員がライフステージに応じて安心して働き続けられる環境を整える上で重要です。こうした制度の活用により、子育て期の時間的制約を軽減し、仕事の継続やキャリア形成を支援するとともに、多様な働き方を推進することにつながります。

### 【具体的な取組み】

#### ・企業・事業所への情報提供

在宅勤務やフレックスタイム制度の導入に関する国・県の助成制度やガイドラインを町内事業所に紹介します。

- ・ **働き方改革関連制度の活用促進**

テレワーク環境の整備や時差出勤制度など、多様な働き方を可能にする制度の活用を支援します。

- ・ **モデル事業所の紹介**

柔軟な働き方に積極的に取り組む事業所の事例を広報誌やホームページで紹介し、他の事業所への普及を図ります。

- ・ **相談窓口の設置**

働き方改革や制度導入について事業所や従業員が気軽に相談できる窓口を整備し、必要に応じて専門機関と連携します。

- ・ **町内企業等との連携促進**

町内企業等との協議会や懇談会を通じて、子育てと両立できる働き方の推進について意見交換を行います。

## 基本施策（4）町内企業等と連携した子育てにやさしい職場環境づくり

町内企業等と連携した子育てにやさしい職場環境づくりは、行政と事業所が協力して子育て世代が安心して働ける環境を整える取り組みです。企業における育児休業や柔軟な働き方の普及を進めるとともに、子育て支援制度や両立支援の事例を共有し、地域全体で子育てを応援する風土を醸成することで、働く人の定着や地域の活力向上につなげていきます。

### 【具体的な取組み】

- ・ **企業・事業所との連携強化**

町内企業等と協議の場を設け、育児休業や短時間勤務、在宅勤務などの導入や活用について情報共有と意見交換を行います。

- ・ **先進的な取組みの紹介・普及**

育児と仕事の両立支援に積極的に取り組む事業所を町の広報誌やホームページで紹介し、他事業所への普及を図ります。

- ・ **国や県の助成制度の周知支援**

職場環境改善や働き方改革に活用できる助成制度や補助金を紹介し、町内企業等の制度導入を後押しします。

## 基本方針2 若者の自立と次世代への支援を行います

若者の自立と次世代への支援は、将来を担う世代が安心して社会に踏み出し、自分らしく活躍できる環境を整えるために必要です。キャリア形成や就労の支援によって将来への希望を持てるようにするとともに、結婚や子育てに関する理解を深め、安心して家庭を築ける基盤を整えることが重要です。さらに、若者が地域活動に参画し、自らの意見や力を活かせる仕組みを整えることで、地域社会の活力を高め、持続的な発展につなげていくことができます。

### 基本施策（1）高校生や大学生など若者世代に対するキャリア形成・就労支援

高校生・大学生など若者世代に対するキャリア形成・就労支援は、将来を担う人材が自らの適性や希望に応じて進路を選び、安心して社会に踏み出せるようにするために重要です。商工会や県央ネットやまなし、ハローワークとの連携による職業体験、進学や就職に関する相談支援などを通じて、若者が早い段階から社会とのつながりを持ち、将来への展望を描ける環境を整えます。

#### 【具体的な取組み】

##### ・ 職業体験の推進

町内外の企業や事業所と連携し、高校生や大学生が地域で職業体験を行える機会の拡充を検討します。

##### ・ キャリア教育の充実

学校と連携し、キャリアガイダンスや職業講話を実施し、若者が将来の進路を主体的に考えられるような支援を推進します。

##### ・ 進学・就職に関する相談支援

進学や就職に関する不安や悩みを相談できる窓口を設け、必要に応じて専門機関や企業と連携して対応できる体制整備を進めます。

##### ・ 地域企業とのマッチング支援

若者が地元で働き続けられるよう、求人情報の提供や県央ネットやまなしによる合同企業説明会の情報発信を行います。

##### ・ 若者のUIターン支援

大学等を卒業した若者が町内に戻り就労できるよう、県が行う移住支援制度や奨学金返還支援制度と連携した取組みを進めます。

## 基本施策（2）結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解促進と支援施策

結婚・妊娠・出産・子育てに関する理解促進と支援施策は、若者が将来のライフプランを前向きに描き、安心して家庭を築けるようにするために必要な取り組みです。結婚や子育てに関する意識啓発を進めるとともに、妊娠・出産に関する相談や支援体制を整備し、子育て期における経済的・心理的な不安を軽減します。これにより、若者が将来に希望を持ち、地域で安心して暮らし続けられる環境を整えます。

### 【具体的な取り組み】

#### ・結婚に関する支援・啓発

結婚に関する意識啓発セミナーや交流事業の実施を検討し、結婚を希望する若者を支援します。

#### ・妊娠・出産期の切れ目ない支援

母子保健事業の充実、母子手帳交付時の相談、産前・産後ケアの提供を通じて妊娠期から出産後まで安心して過ごせる体制を整えます。

#### ・こども家庭センターの活用

妊娠・出産・子育てに関する相談窓口を一本化し、ワンストップで切れ目のない支援を行います。

#### ・経済的負担の軽減

妊婦健診や出産費用、乳幼児医療費の助成を拡充し、若い世代が安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

#### ・子育てに関する理解促進

父親向け講座や親子学級を開催し、男女ともに子育てに参加できるよう啓発を行います。

## 基本施策（3）若者の地域活動参画を促進し、社会的自立を後押しする仕組みづくり

若者の地域活動参画を促進し、社会的自立を後押しする仕組みづくりは、若者が地域社会の中で役割を担い、自らの力を発揮できる環境を整える取組みとして重要です。ボランティアや地域イベントなどへの参加を通じて、若者は社会とのつながりを深め、責任感や主体性を育むことができます。また、地域に新しい発想や活力が生まれ、世代を超えた交流が進むことで、持続可能なまちづくりにもつながります。

### 【具体的な取組み】

#### ・ 地域活動への参加機会の提供

町内の祭りや地域行事、環境美化活動などに若者が参画できる仕組みを整備し、地域とのつながりを深めます。

#### ・ ボランティア活動の推進

学校や地域団体と連携し、若者がボランティア活動に参加できる場を広げ、社会貢献意識を育みます。

#### ・ 若者と地域をつなぐ交流事業

世代を超えた交流の機会を設け、若者が高齢者や子どもと関わることで、地域社会の一員としての役割を実感できるように努めます。

#### ・ まちづくり活動への参画支援

若者が自らの意見を提案し、町の施策やまちづくりに反映できる場を設けます。

#### ・ 相談支援体制の充実

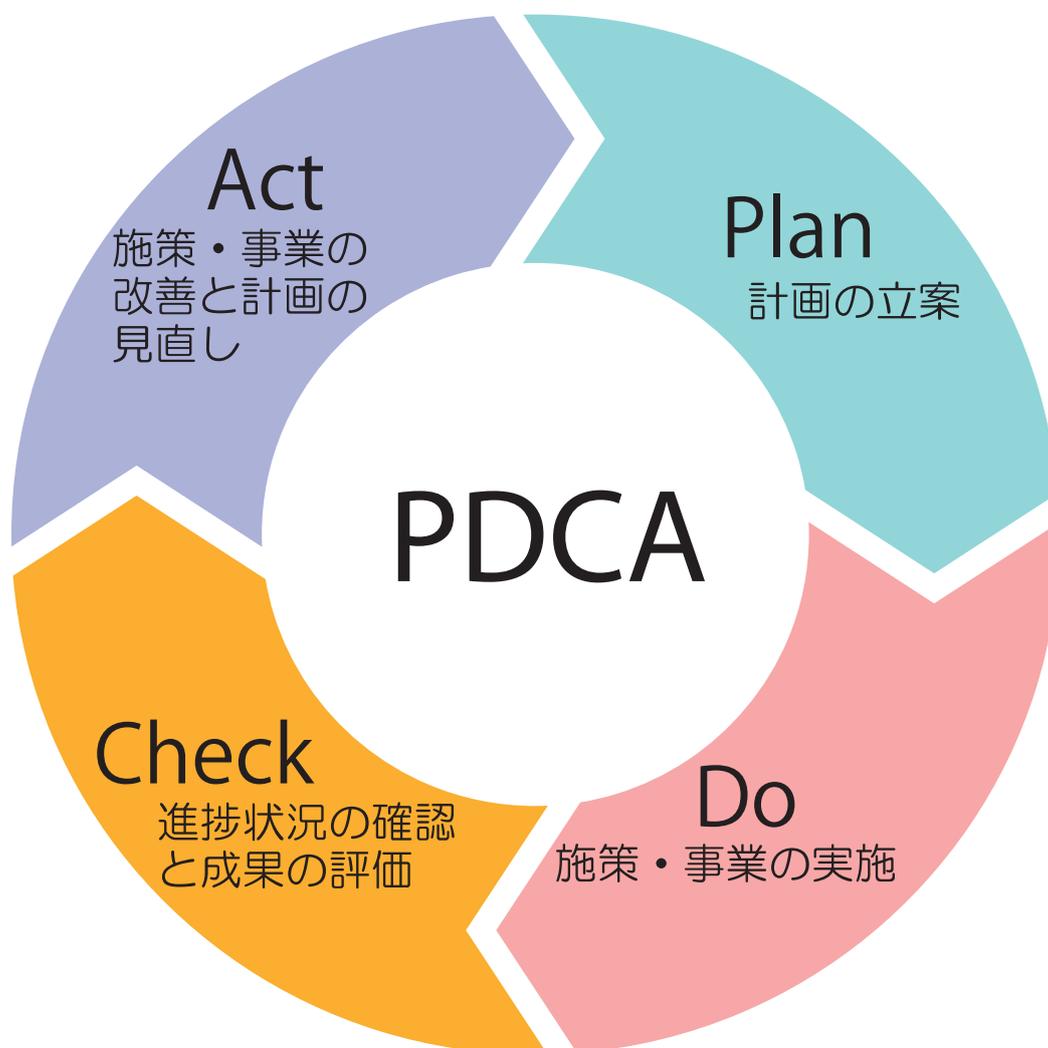
地域活動への参加や社会的自立に関する不安や悩みを気軽に相談できる窓口を設け、関係機関と連携して支援します。



### 1 計画の評価

本計画に記載されている各基本施策の実施状況や成果等について、毎年度「昭和町子ども・子育て会議」において評価を行います。

評価にあたってはPDCAのサイクルに基き、「計画の立案」「施策・事業の実施」「進捗状況の確認と成果の評価」「施策・事業の改善と計画の見直し」を行います。



## 2 計画の見直し

法改正や社会状況の変化等をふまえて「昭和町子ども・子育て会議」において施策・事業の改善が必要と認められた時は、施策・事業の改善策を講じるとともに、計画の見直し」を行います。

# 1 昭和町子ども子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、昭和町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 昭和町こども計画策定経過

年 月 日	会 議 等	検 討 内 容 等
令和7年7月4日～ 7月17日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内在住「小学生・中学生」対象アンケート調査</li> <li>・町内在住「高校生年代・19～39歳」対象アンケート調査</li> </ul>
令和7年8月21日	第1回昭和町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和町こども計画について</li> <li>・令和7年度実施のアンケート調査の結果について</li> </ul>
令和7年10月16日	第2回昭和町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生へのヒアリング実施結果について</li> <li>・昭和町こども計画の素案について</li> </ul>
令和7年12月18日	第3回昭和町子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター建設委員会進捗状況について</li> <li>・中学生へのヒアリング実施結果について</li> <li>・昭和町こども計画の素案について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> </ul>
令和8年1月23日～ 2月13日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに素案を公開し、意見を募集</li> </ul>

### 3 子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	氏名	組織・所属
学識経験者	池田 充裕	山梨県立大学人間福祉学部 人間形成学科 教授
民生委員・児童委員	石原 敬彦	昭和町民生委員児童委員協議会 主任児童委員
保育園等関係者 (経営者)	三神 久忠	町内民間保育園等代表 (押原こども園園長)
保育園等関係者 (保護者)	堀内 郁弥	町内民間保育園等保護者代表 (押原こども園保護者代表)
教育委員会	井口 加保理	昭和町教育委員
学校(教育関係者)	古屋 正樹	町内小中学校校長代表 (西条小学校校長)
福祉関係者	廣瀬 はるみ	昭和町母子愛育会会長
事業主 (子育て支援企業)	秋山 純	(株)キトー 経営管理本部 総務部長
女性団体	吉成 浩子	昭和町女性団体連絡協議会会長
子育て支援団体 (関係者)	中山 恵子	ファミリーサポートしょうわ サブリーダー
公募委員	小澤 陽介	住民・子育て世代保護者

事務局	子育て支援課	課長	塩谷 真紀
		係長	石原 早希
	いきいき健康課	課長	功刀 朱美
	学校教育課	課長	内藤 寛文

## 昭和町こども計画

---

発行日 令和8年3月

発行 昭和町

〒409-3880

山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2

